
角館町次世代育成支援行動計画

平成 17 年 3 月

秋田県 角館町

■目 次

第1部 総論

I 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の目的	1
3 計画の期間	2
4 計画の対象	2
5 性格・位置づけ	3
II 子育て家庭を取り巻く現状	4
1 町の沿革	4
2 人口及び世帯の動向	5
3 就業の状況	13
4 町民の子育て意識	16
2 計画策定にあたっての課題	20
III 計画の基本的方向	20
1 基本理念	20
2 基本目標	20
3 施策の体系	20

第2部 各論

第1章 地域における子育ての支援	20
1 地域における子育て支援サービスの充実	20
2 保育サービスの充実	20
3 児童の健全育成	20
4 交流事業の充実	20

第2章 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	20
1 子どもや母親の健康の確保	20
2 「食育」の推進	20
3 思春期保健対策の充実	20
4 小児医療の充実	20
第3章 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	20
1 次代の親の育成	20
2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	20
3 家庭や地域の教育力の向上	20
4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	20
第4章 子育てを支援する生活環境の整備	20
1 良質な住宅の確保	20
2 良好な居住環境の確保	20
3 安全な道路交通環境の整備	20
4 安心して外出できる環境の整備	20
5 安全・安心まちづくり推進等	20
第5章 職業生活と家庭生活との両立の推進	20
1 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	20
2 仕事と子育ての両立の推進	20
第6章 子ども等の安全の確保	20
1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	20
2 子どもを犯罪等から守るための活動の推進	20
3 防災活動	20
4 被害に遭った子どもの保護の推進	20
第7章 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	20
1 児童虐待防止対策の充実	20
2 ひとり親家庭の支援の推進	20
3 障害児施策の充実	20
第8章 本計画の推進と施策の点検について	20
1 基本的姿勢	20

資料編

特定 14 事業に係る目標事業量の設定…………… 20

第1部 総論

I 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

我が国の出生率は一貫して低下傾向が続き、平成 15 年には 1.29（合計特殊出生率）にまで低下しており、将来を見据えたとき、「少子化問題」は早急に取り組むべき国政上の重要課題となっています。

特に、今日の少子化の背景として、晩婚や非婚化に加え、「夫婦の出生力の低下」という新たな現象が顕在化し、少子化が一段と加速することが危惧されています。

こうした少子化の流れを変えるため、国では「少子化対策推進基本方針」（平成 11 年）を受け、「新エンゼルプラン」（重点的に実施すべき対策の具体的実施計画）を策定したのに続き、平成 14 年には「少子化対策プラスワン」を発表し、従来の“子育てと仕事の両立支援”を中心とする施策に、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」などを加え、「子育ての社会化」の必要性を提起しています。

また、これを具体的に推進するため、国と地方公共団体に少子化対策実施の責務、企業に協力の責務を課す「次世代育成支援対策推進法」が平成 15 年 7 月に成立、さらに少子化対策の総合的推進のための枠組みとなる「少子化社会対策基本法」が同時期に制定されました。

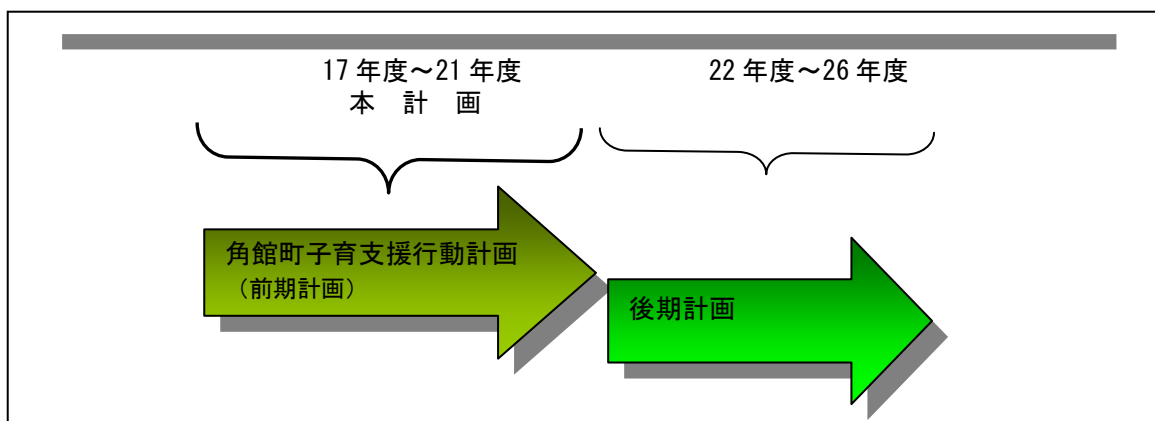
2 計画策定の目的

「次世代育成支援行動計画」は、少子化の流れを変えるために集中的・計画的な取組を促進することを目的とする 10 年間の時限立法である「次世代育成支援対策推進法」において地方公共団体に策定が義務付けられた計画で、これまで策定してきた「母子保健計画」や「エンゼルプラン」を包括する計画として策定するものです。

本町においても、総人口の減少並びに出生率の低下による少子化の進行など年少人口は着実に減少してきています。これら少子化に的確に対応していくための緊急的な課題とその対応を定めたもので、行政のみならず地域住民、地域企業と連携した少子化対策推進のために策定するものです。

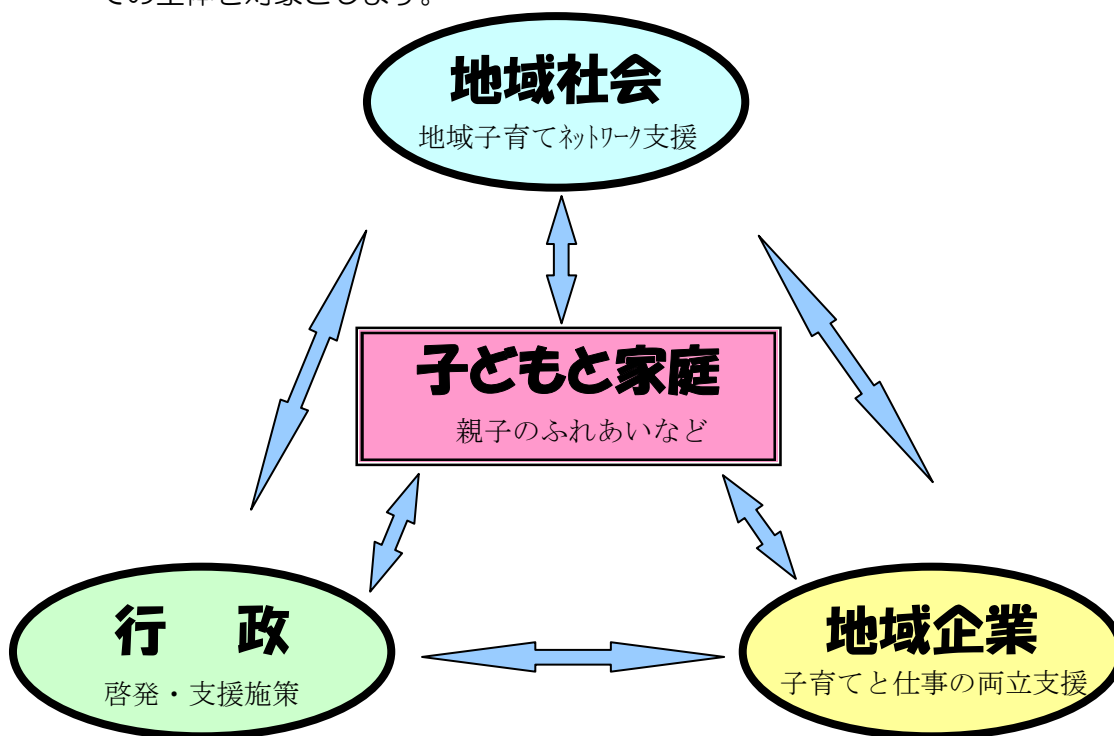
3 計画の期間

この計画は、平成17年度から10カ年の期間とする計画で、計画実施から5年後の21年度までを「前期」、22年度から26年度までを「後期」とします。



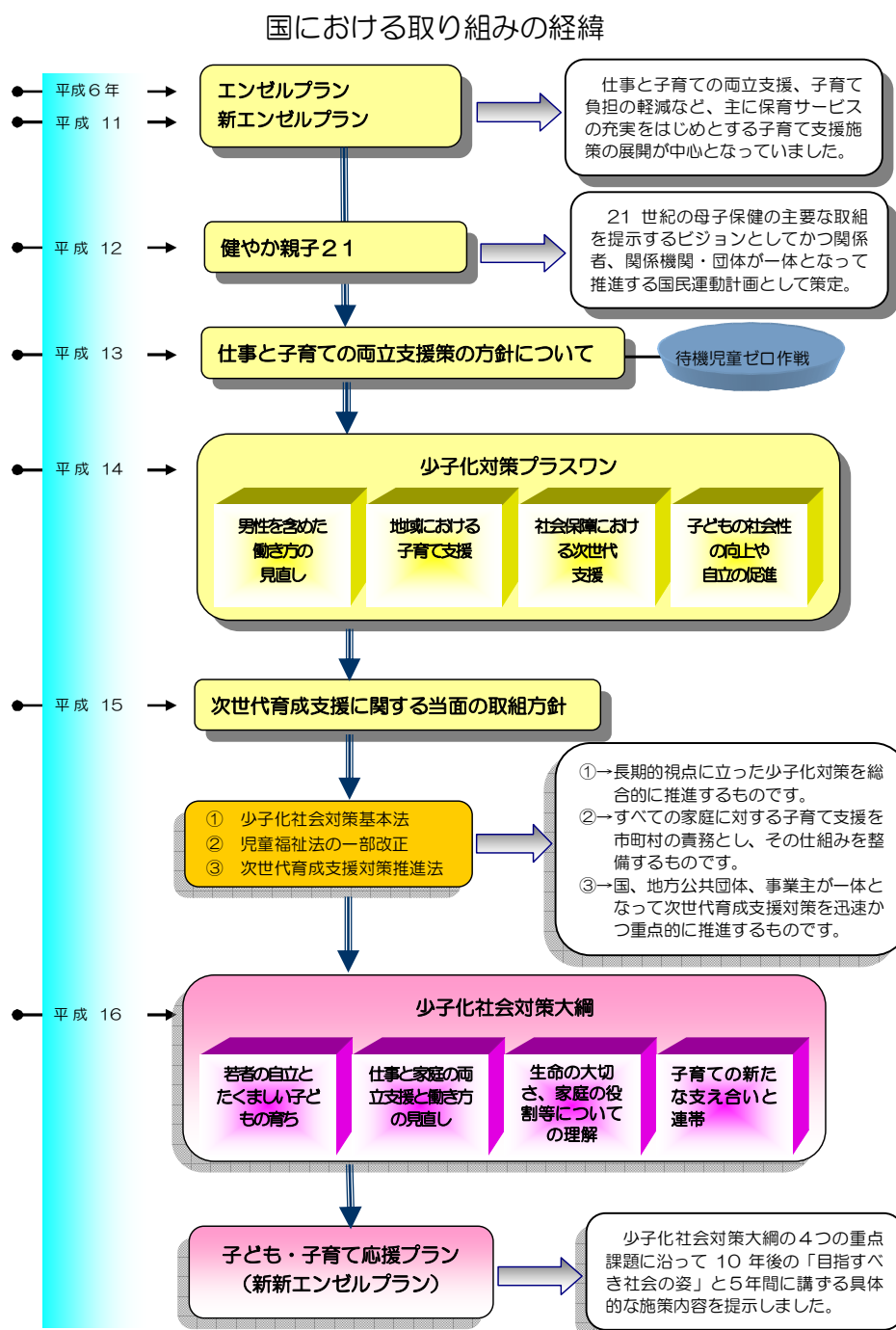
4 計画の対象

この計画の対象者は、全ての子どもとその家庭を中心に、地域、企業、行政等全ての主体を対象とします。



5 性格・位置づけ

- ① この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づく法定計画です。
- ② この計画は、「総合計画」をはじめとする子どもにかかわる関連計画との整合を図った計画です。
- ③ この計画は、「子どもの権利条約」が定めるあらゆる子どもの人権の尊重と子どもの最善の利益を考慮し策定しています。



Ⅱ 子育て家庭を取り巻く現状

1 町の沿革

角館町は秋田県仙北平野の北端に位置し、三方を小高い山々に囲まれ、町中を楡木内川が南流する静かな城下町です。

現在の町の原形は、いまから380年ほど前、この地方を領していた芦名義勝によって造られ、その後は佐竹北家の城下町として発展しました。町並みは京都のように南北に長く東西に短く、佐竹北家は公家の血をひいていることから、角館にはみちのくの風情の中に京をしのぶものが色濃く残っています。タイムスリップしたような武家屋敷、寄り添うように四季折々を彩る枝垂桜、そして商家の土蔵、伝統の樺細工、秋祭りなどいつまでも歴史が脈々と生きている町となっています。

2 人口及び世帯の動向

(1) 人口の状況

角館町における近年の人口の動向をみると、総人口は、昭和 60 年の 16,644 人から、平成 12 年の国勢調査では、14,676 人へと減少してきています。これと同様に総世帯数も減少傾向にあり、平成 12 年には 4,618 世帯となっています。

全国的に少子化が進むなか、角館町においても総人口が減少するのと同様に、14 歳以下の年少人口も減少してきています。昭和 60 年の国勢調査では人口比で 19.5%であったのが平成 12 年は 13.2%に低下し、年少人口数も 1,931 人となっています。これに対し、高齢者は昭和 60 年の 14.3%から、平成 12 年には 25.9%となり、昭和 60 年には年少人口のほうが老年人口より多かったものが、平成 2 年には逆転しています。

年齢 3 区分人口と世帯数の推移

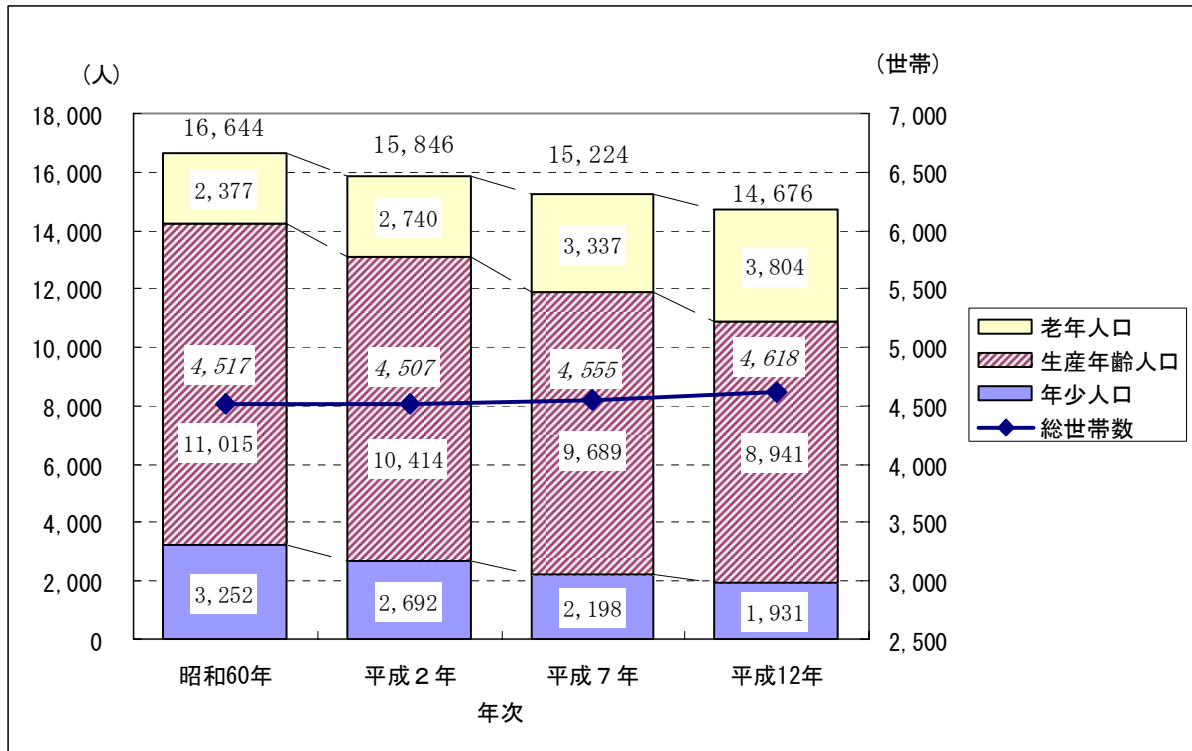
単位：人、世帯、人／世帯

区分	年次	昭和 60 年 1985	平成 2 年 1990	平成 7 年 1995	平成 12 年 2000
総人口		16,644 (100.0)	15,846 (100.0)	15,224 (100.0)	14,676 (100.0)
年少人口		3,252	2,692	2,198	1,931
0～14 歳人口		(19.5)	(17.0)	(14.4)	(13.2)
生産年齢人口		11,015	10,414	9,689	8,941
15～64 歳人口		(66.2)	(65.7)	(63.6)	(60.9)
老年人口		2,377	2,740	3,337	3,804
65 歳以上人口		(14.3)	(17.3)	(21.9)	(25.9)
総世帯数		4,517	4,507	4,555	4,618
1 世帯当たり人数		3.68	3.52	3.34	3.18

資料：国勢調査結果

注：総人口は年齢不詳者を含むため、各年齢層の合計と一致しません。

年齢3区分別人口・世帯数の推移



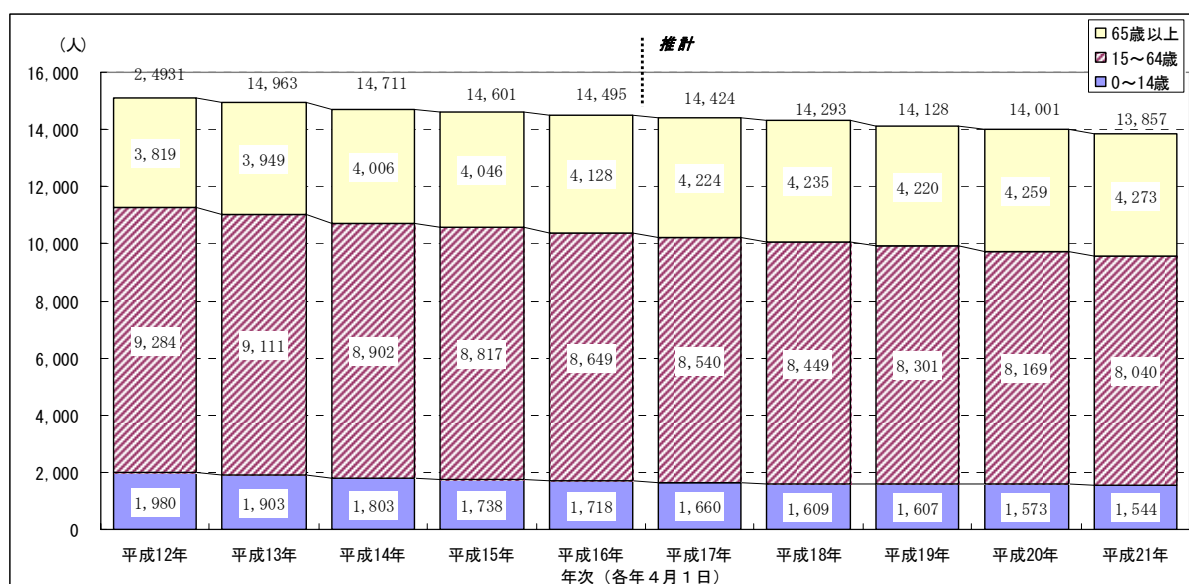
資料：国勢調査

(2) 住民基本台帳人口による現況と推計

角館町の総人口を住民基本台帳ベースで見ると、平成12年から16年までの4年間の推移は減少で推移しています。平成16年4月1日現在の人口は14,495人となっています。今後とも減少で推移すると見込まれ、平成21年度には13,857人となり、1万4千人を若干下回ると予測されます。

また、年齢3区分で見ると、本計画の対象となる年少人口及び生産年齢人口は減少傾向で推移するものとみられ、全国的な高齢化のなかで老年人口が増加していくことが予測されます。

住民基本台帳による年齢3区分別人口の推移と推計

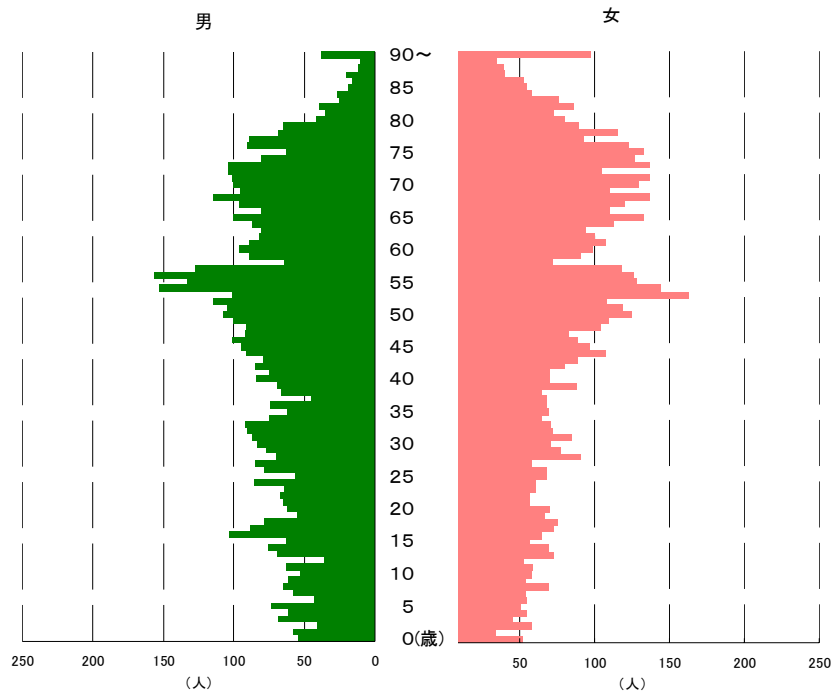


資料：住民基本台帳 各年4月1日

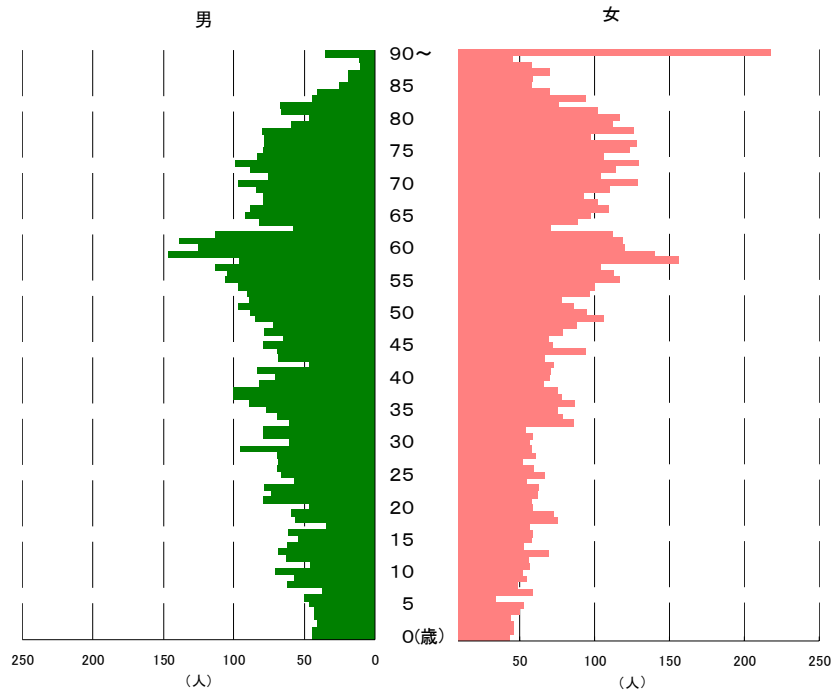
予測人口は、次世代育成支援行動計画策定のために、厚生労働省から示されたワークシートから推計しています。なお、推計手法は、コーホート間の移動法を採用しています。

年齢別・男女別人口の現状と推計結果

平成16年 現在



平成21年 現在

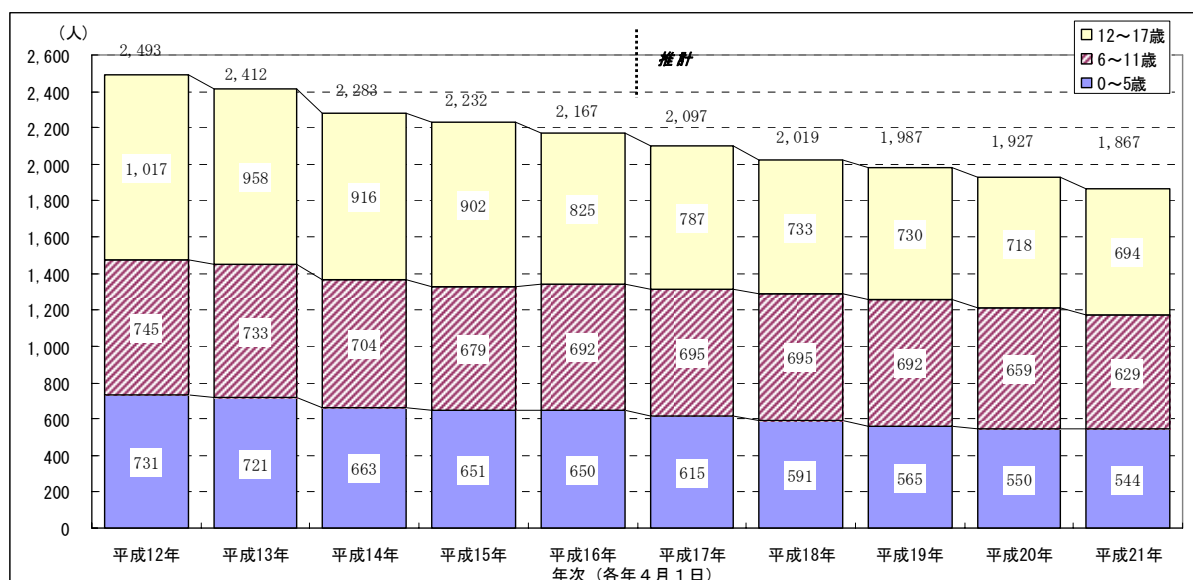


(3) 青少年等の人口の状況

本町全体の住民基本台帳搭載人口は減少で推移し、同様に青少年等の数も減少してきています。平成16年4月1日現在の0～17歳の人口は2,167人であり、これを6歳ごとにみると、0～5歳の就学前児童は650人、6～11歳の小学生は692人、12～17歳の中学・高校生は825人となっています。

平成21年の青少年等の見込み数は1,867人とみられ、平成16年との比較では12～17歳が131人、0～5歳が106人、12～17歳が63人減少すると見込まれます。

住民基本台帳による児童数の推移と推計



資料：住民基本台帳 各年4月1日

(4) 世帯

国勢調査結果からみる世帯（一般世帯）の状況をみると、核家族世帯は全体の47.5%を占め、「6歳未満親族のいる一般世帯」に占める核家族世帯の割合は39.4%となっており、「18歳未満親族のいる一般世帯」に占める割合も39.2%となっています。これに対し3世代、4世代といった多世代（その他の親族世帯）の世帯数は「6歳未満親族のいる一般世帯」で60.6%、「18歳未満親族のいる一般世帯」で60.4%となっています。

また、母子世帯、父子世帯の数は全世帯に占める割合は低いものの、総数で母子世帯が66世帯、父子世帯が3世帯となっており、少なからずみられます。

一般世帯の状況

単位：人、世帯

	一般世帯		6歳未満親族のいる一般世帯		18歳未満親族のいる一般世帯	
	世帯数	世帯人員	世帯数	世帯人員	世帯数	世帯人員
総数	4,612 (100.0)	14,461 (100.0)	543 (100.0)	2,811 (100.0)	1,450 (100.0)	7,053 (100.0)
核家族世帯	2,191 (47.5)	5,944 (41.1)	214 (39.4)	816 (29.0)	568 (39.2)	2,062 (29.2)
その他の親族世帯	1,539 (33.4)	7,628 (52.7)	329 (60.6)	1,995 (71.0)	876 (60.4)	4,985 (70.7)
非親族世帯	7 (0.2)	14 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
単独世帯	875 (19.0)	875 (6.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (0.4)	6 (0.1)

資料：国勢調査結果（平成12年）

母子世帯・父子世帯の状況

	一般世帯	6歳未満親族のいる一般世帯	18歳未満親族のいる一般世帯
世帯数	4,612	543	1,450
世帯人員	14,461	2,811	7,053
うち母子世帯の世帯数	66	6	59
うち母子世帯の世帯人員	165	12	150
うち父子世帯の世帯数	3	1	3
うち父子世帯の世帯人員	9	2	9

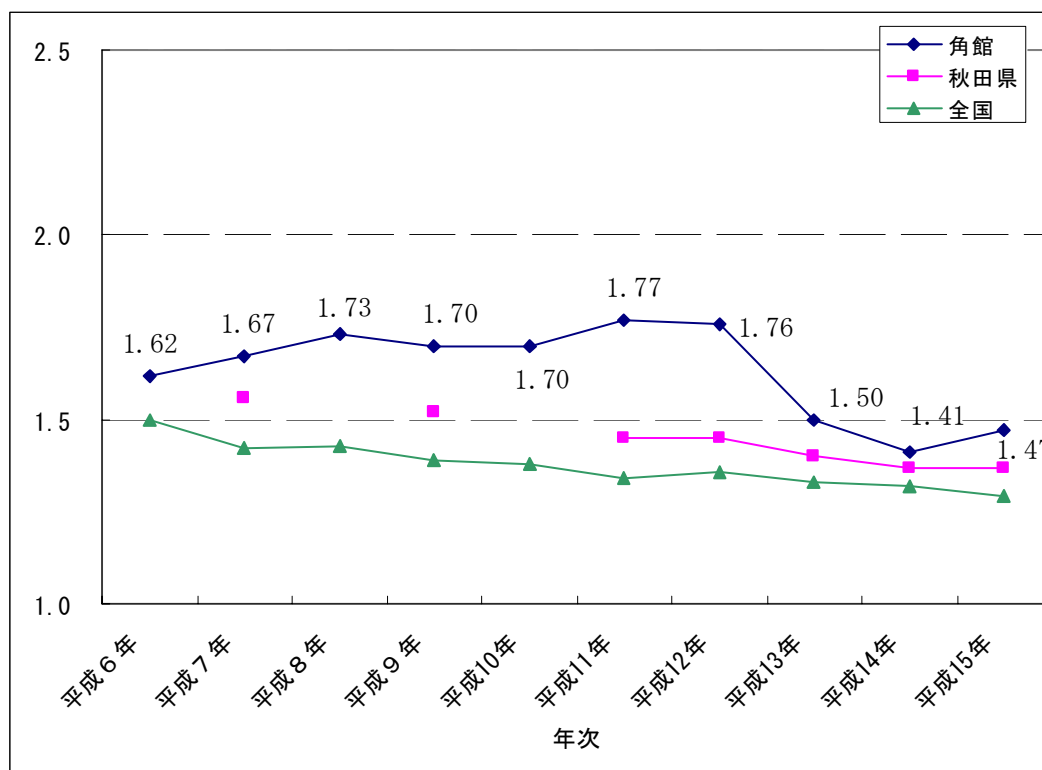
資料：国勢調査結果（平成12年）

注：国勢調査では、母子世帯、父子世帯の定義は母親あるいは父親と20歳未満の子供からなる世帯と定義されています。

(5) 合計特殊出生率の推移

わが国の合計特殊出生率は平成14年が1.32、平成15年は1.29となり、秋田県は国平均を若干上回る傾向で推移しており、角館町においては国及び県を上回る傾向で推移していますが、近年減少傾向となっています。

合計特殊出生率の推移



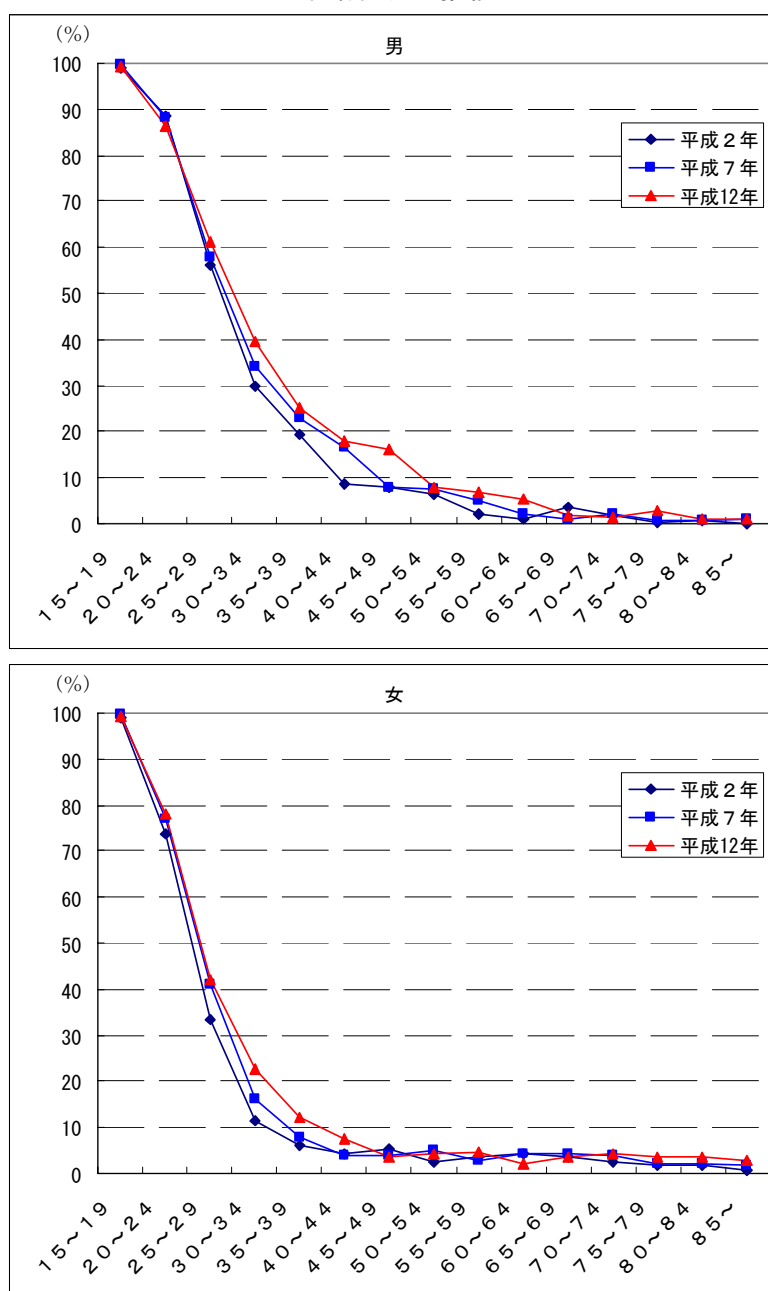
資料：町資料

(6) 未婚の状況

少子化の主たる要因であるとされる晩婚化・未婚化について平成2年から12年までをみると、男性は30歳代から40歳代の年代に、女性では20歳代後半から30歳代の年代で年々未婚率が高くなる傾向があります。

未婚率をみると、男性の未婚率は女性より高い傾向にあり、男性の40歳代は10%を超える未婚率となっていますが、女性の40歳代は後半では10%を下回っています。

未婚状況の推移



資料：国勢調査

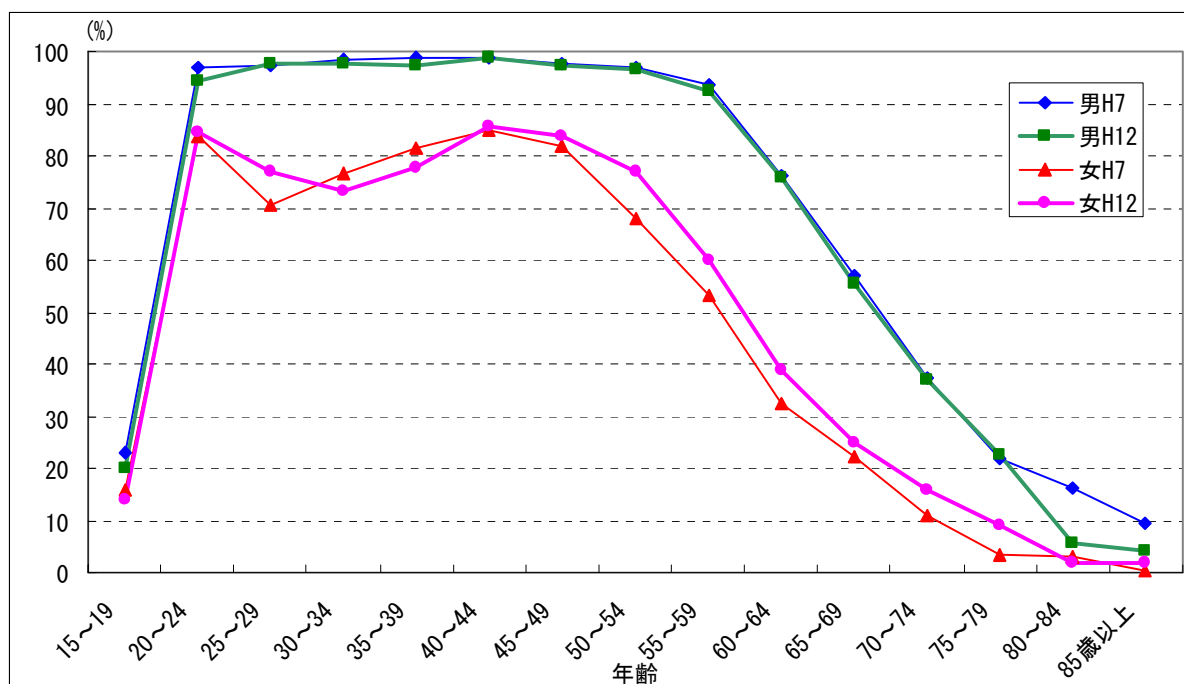
3 就業の状況

(1) 労働力率

本町の労働力率をみると、男性が20歳代から50歳代まで90%を超える労働力率を示しているのに対し、女性は20歳代前半及び40代において80%を超えるものの、全体的には男性より低い状況となっています。特に20歳代後半から30歳代までの年代の労働力率が低下しています。これは、結婚や子育てのために仕事を辞め、子育てなどに専念する女性が多いという状況を示しています。

また、平成7年と同12年を比較すると、男性はほとんど変わりが無いものの、女性の30歳代で減少、40歳代後半からそれ以降の年代が増加しているのがみられます。

性別、年齢別労働力率

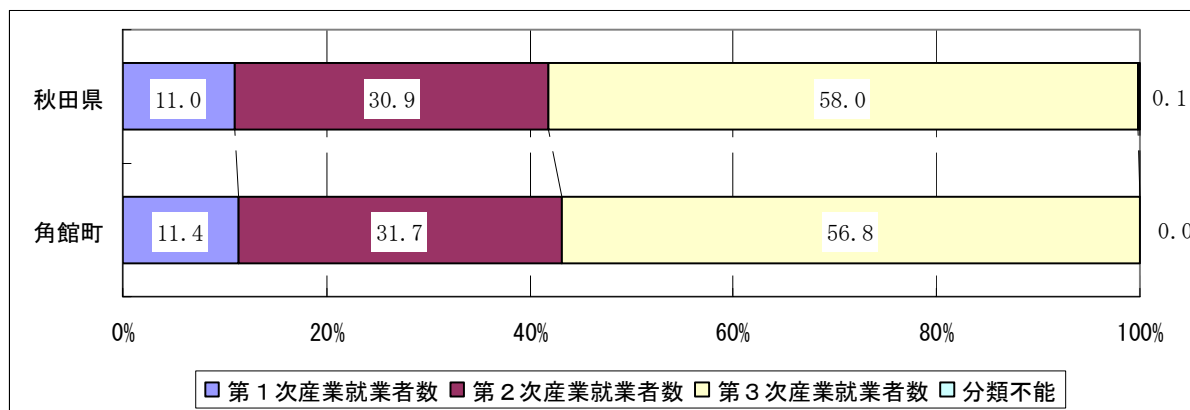


資料：国勢調査

(2) 就業構造

角館町の就業者率は、第1次産業就業者が11.4%、第2次産業就業者が31.7%、第3次産業就業者が56.8%となっており、秋田県に比べ、第2次産業が若干多いもののほぼ同じような傾向を示しています。

就業構造



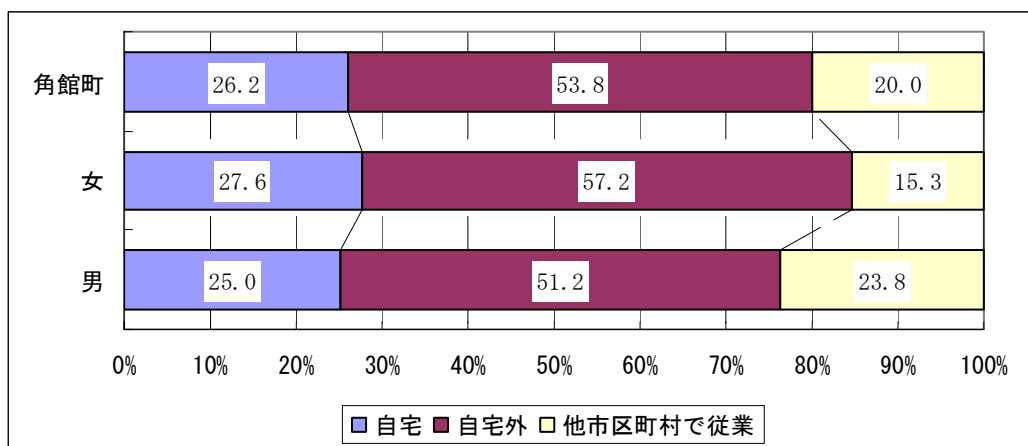
資料：国勢調査

(3) 通勤

平成 12 年の国勢調査から常住地（夜間人口）による通勤先についてみると、8割の住民が角館町内で就業しています。これを男女別にみると、男性に比べ女性のほうが町内での就業が若干高くなっています。

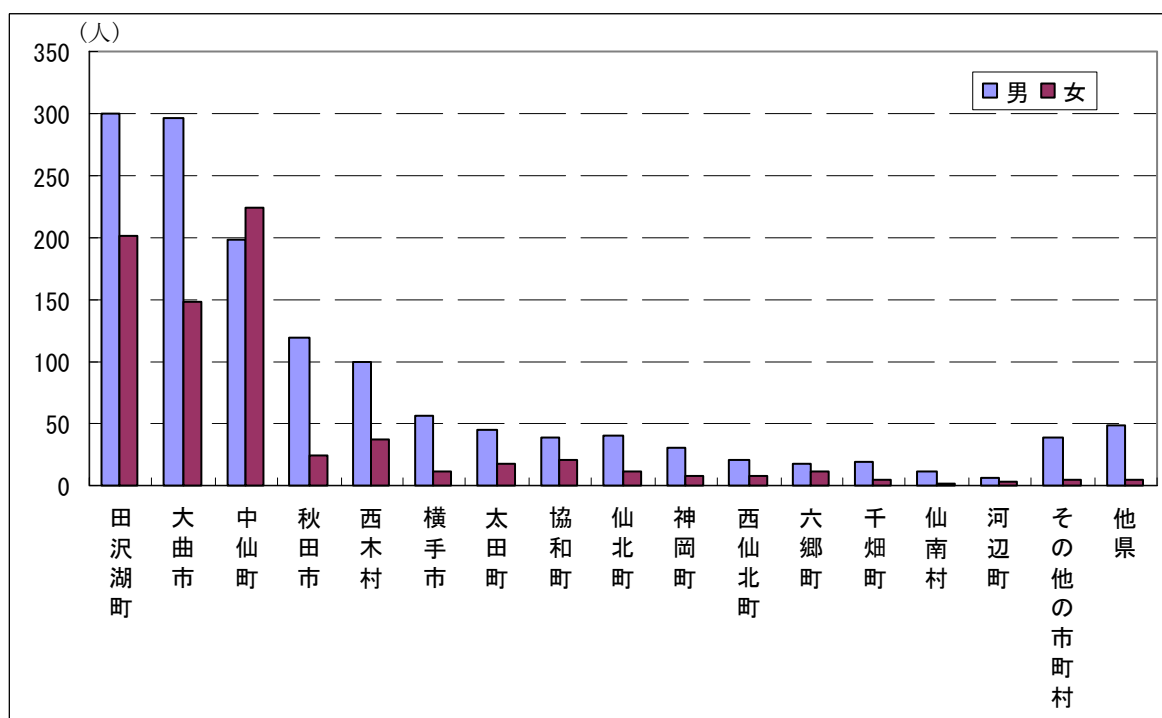
町外の通勤先をみると、田沢湖町、大曲市、中仙町の順となっていますが、女性に限ってみると中仙町が田沢湖町、大曲市より多く第1位となっています。

通勤の状況



資料：国勢調査（平成 12 年）

他市区町村の通勤先



資料：国勢調査（平成 12 年）

4 町民の子育て意識

町民の子育て意識を把握するため、アンケート調査並びに住民代表のインタビュー調査を実施しました。

(1) 実施と概要

本計画策定に当たり、就学前児童と小学生を持つ保護者並びに中学生・高校生の若者に対し意識調査を実施しています。

また、計画の具体的な数値目標（特定14事業）を設定するため、保育の利用希望時間等の算出の基礎資料としています。

アンケート調査回収結果

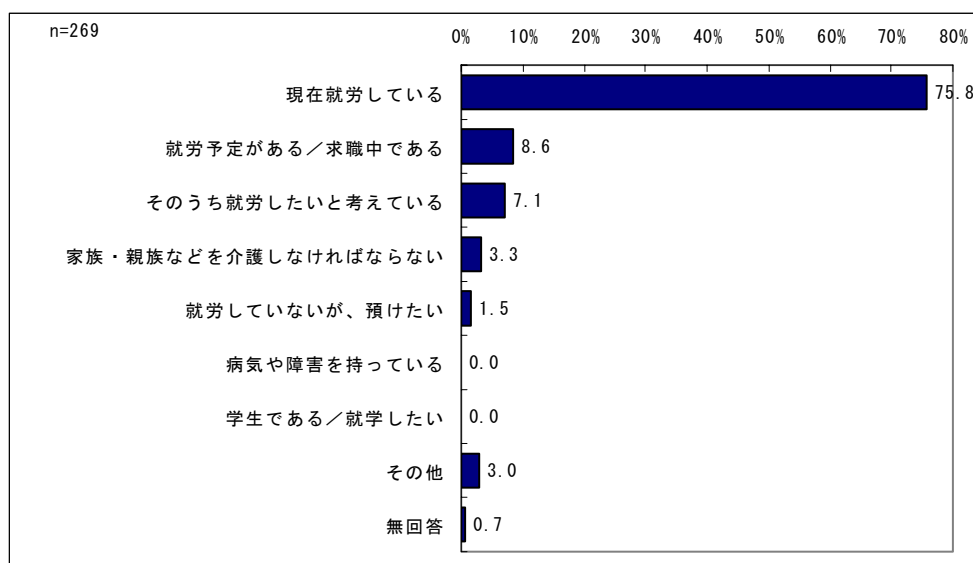
調査対象	有効回収数
就学前児童のいる世帯	293票
小学生児童のいる世帯	470票
中学生以上の若者	533票

(2) アンケート調査の結果

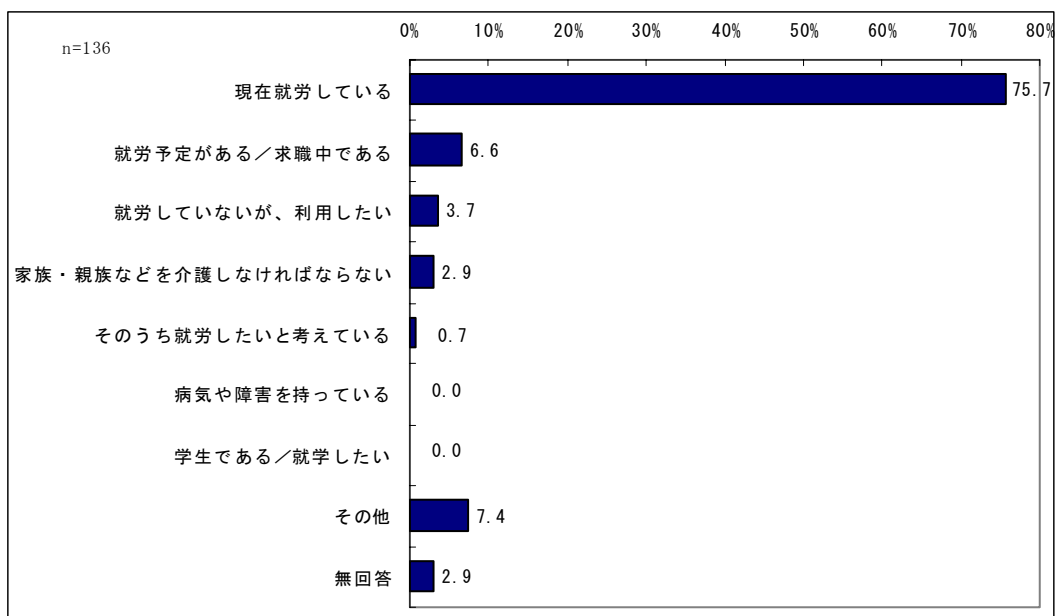
① アンケート結果

a 施設サービスを利用したい理由

就学前児童の保護者が平日、保育所や幼稚園の施設保育サービスに子どもを預けたい主な理由は、「現在就労している」が最も多く、これに「就労予定／休職中」と「そのうち就労したい」を合わせると9割を超えています。

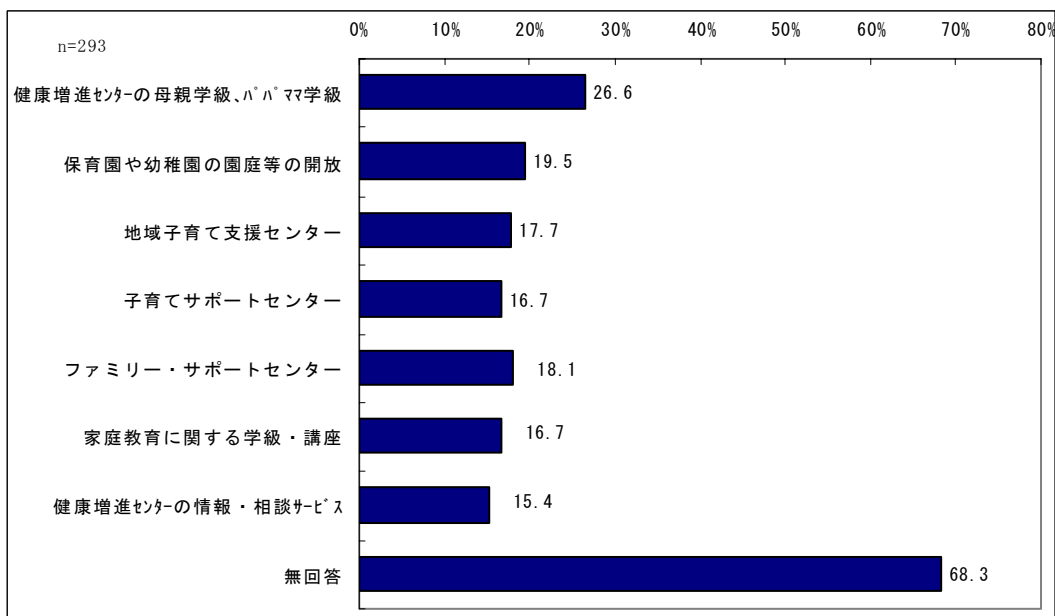


小学生児童の保護者が平日に学童保育を利用したい理由は「現在就労している」が最も多く、これに「就労予定／休職中」と「そのうち就労したい」を合わせると8割を超えています。



b 就学前児童の保護者が望む子育て関連サービス

今後の保育サービスの利用意向を見ると「健康増進センターの母親学級、パパママ学級」や「保育園や幼稚園の園庭等の開放」が上位にあるものの、その他のサービスの利用意向も高くなっています。

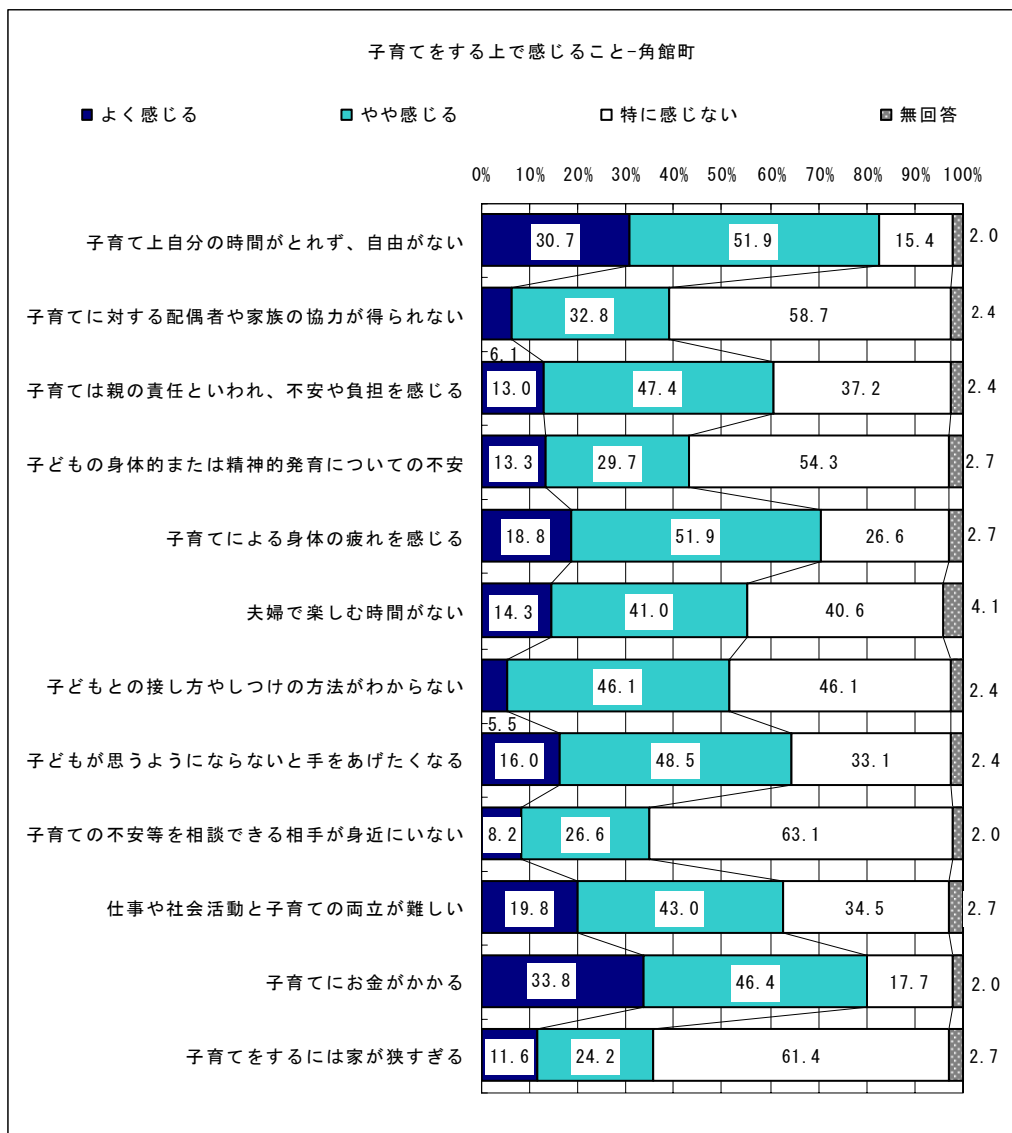


○ 子育てについて感じること

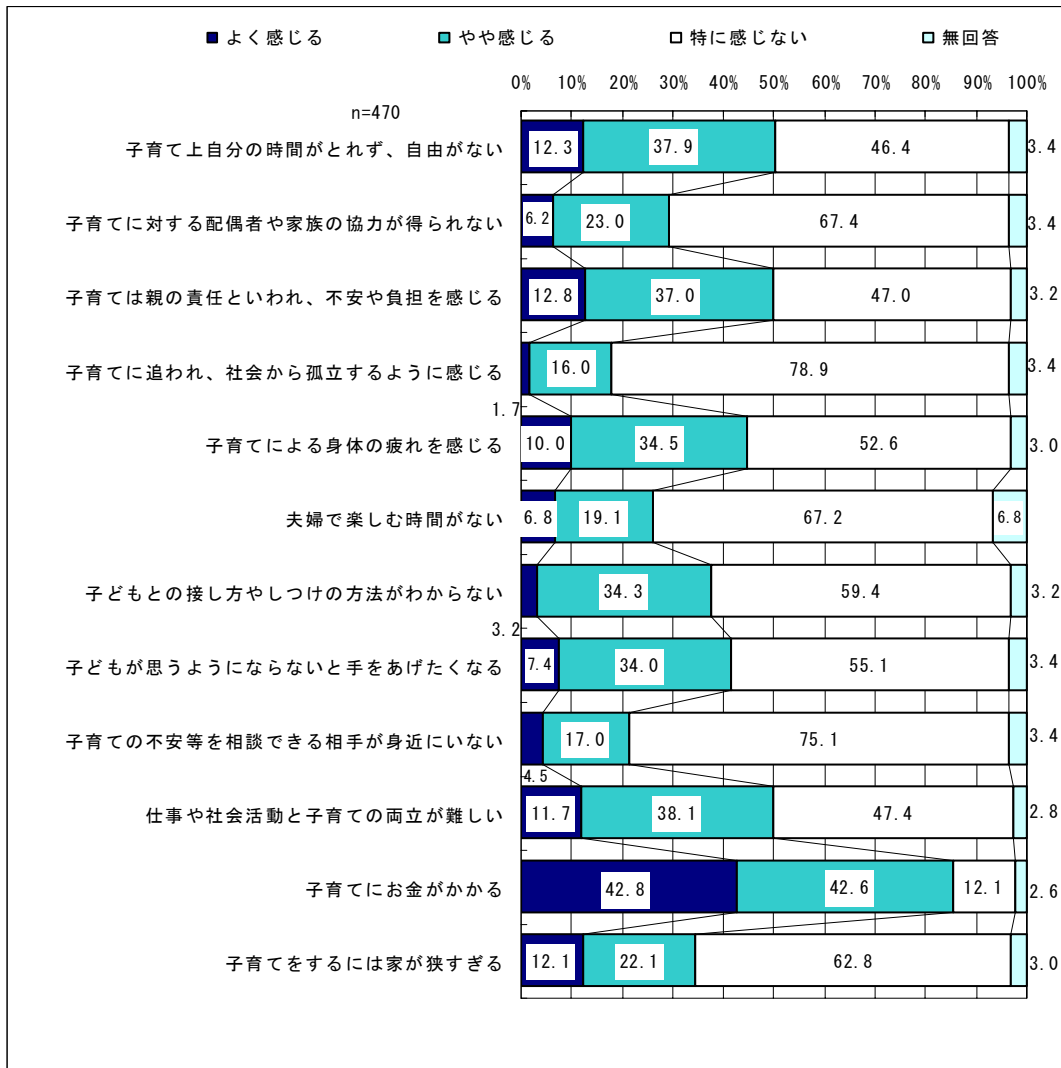
就学前児童の保護者の8割近くが「子育て上自分の時間がとれず、自由がない」と「子育てにお金がかかる」と回答しています。

また、小学生児童の保護者になると「子育てにお金がかかる」が突出して多くなり、8割を超える保護者がこれあげています。

就学前児童の保護者

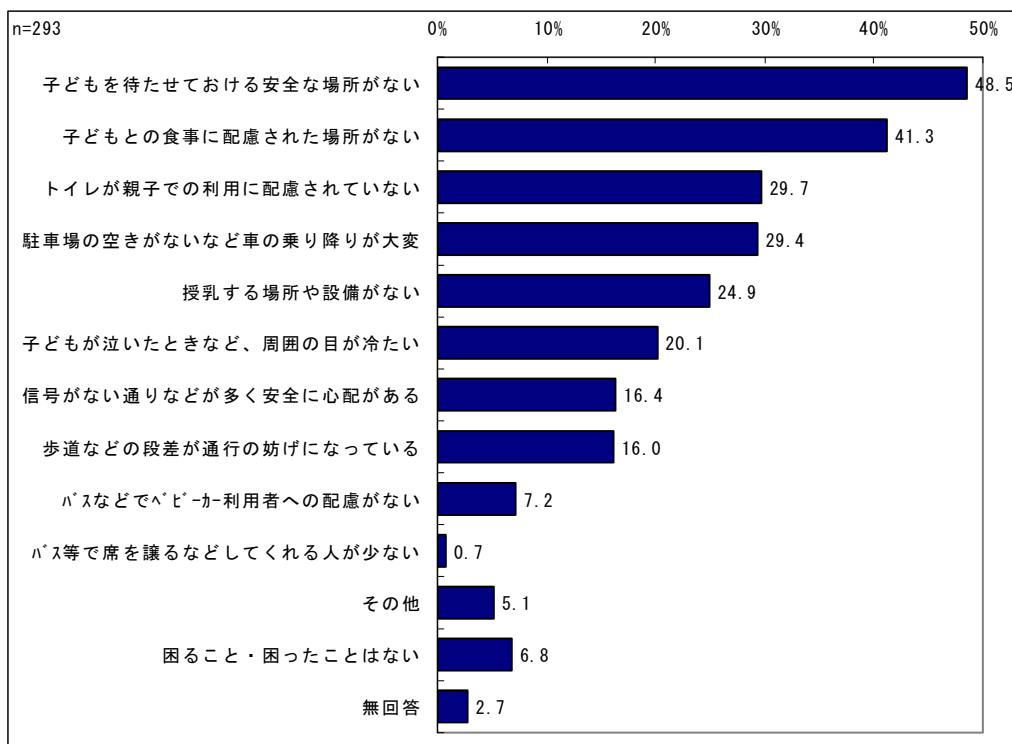


小学生児童の保護者



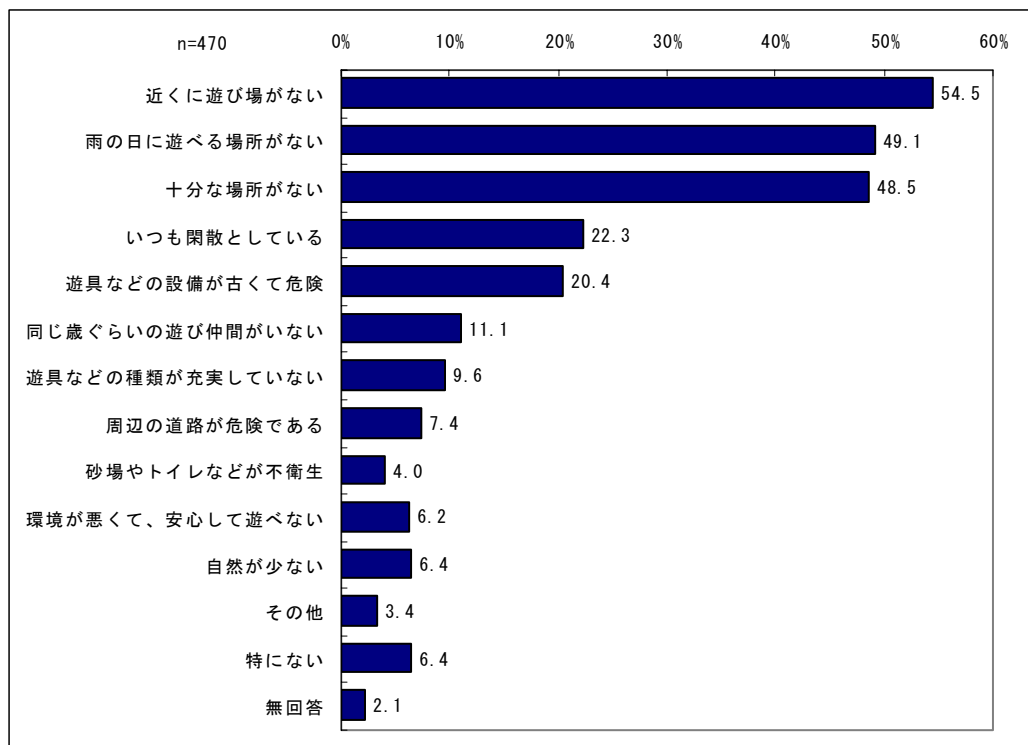
d 外出で困っていること

外出で困っていることとして「買い物や用事を済ますあいだ、子どもを待たせておける安全な場所がない・少ない」「小さな子どもとの食事に配慮された場所がない・少ない」の2つが特に多くなっています。



e 家の近くの遊び場について

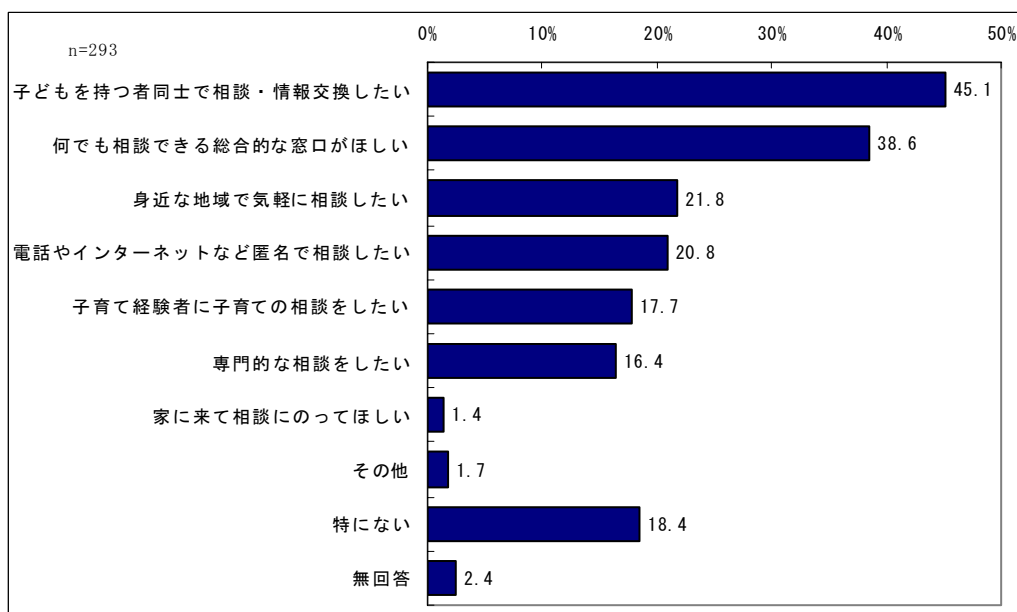
「家の近くに遊び場がない」を選択した人が半数を超えており、次いで「雨の日に遊べる場所がない」「思い切り遊ぶための十分な場所がない」となっています。



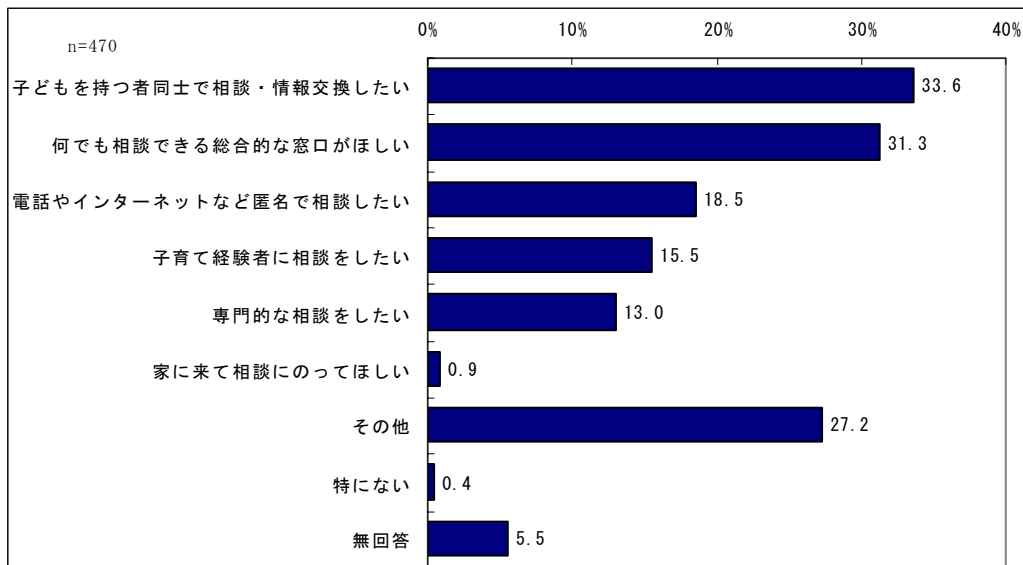
f 子育ての相談相手、相談場所として希望すること

就学前、小学生ともに「子どもの親同士で情報交換したい」「何でも相談できる総合的な相談窓口がほしい」が上位となっています。

就学前児童の保護者



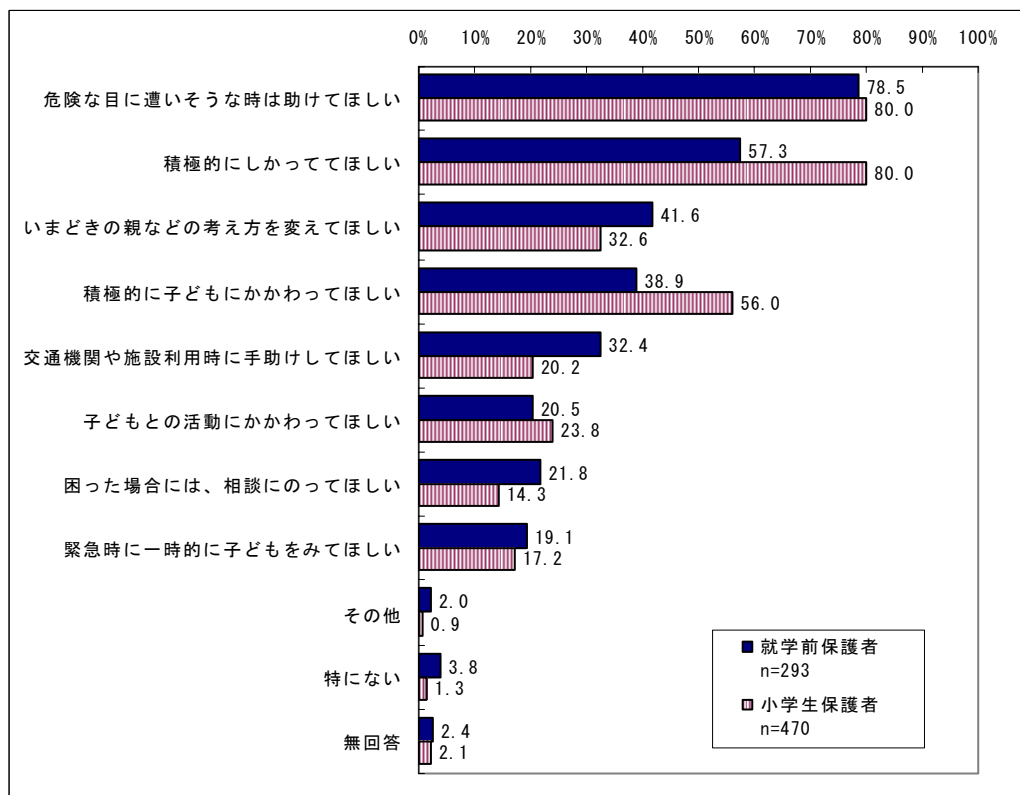
小学生児童の保護者



g 子育てのために社会全体に望むこと

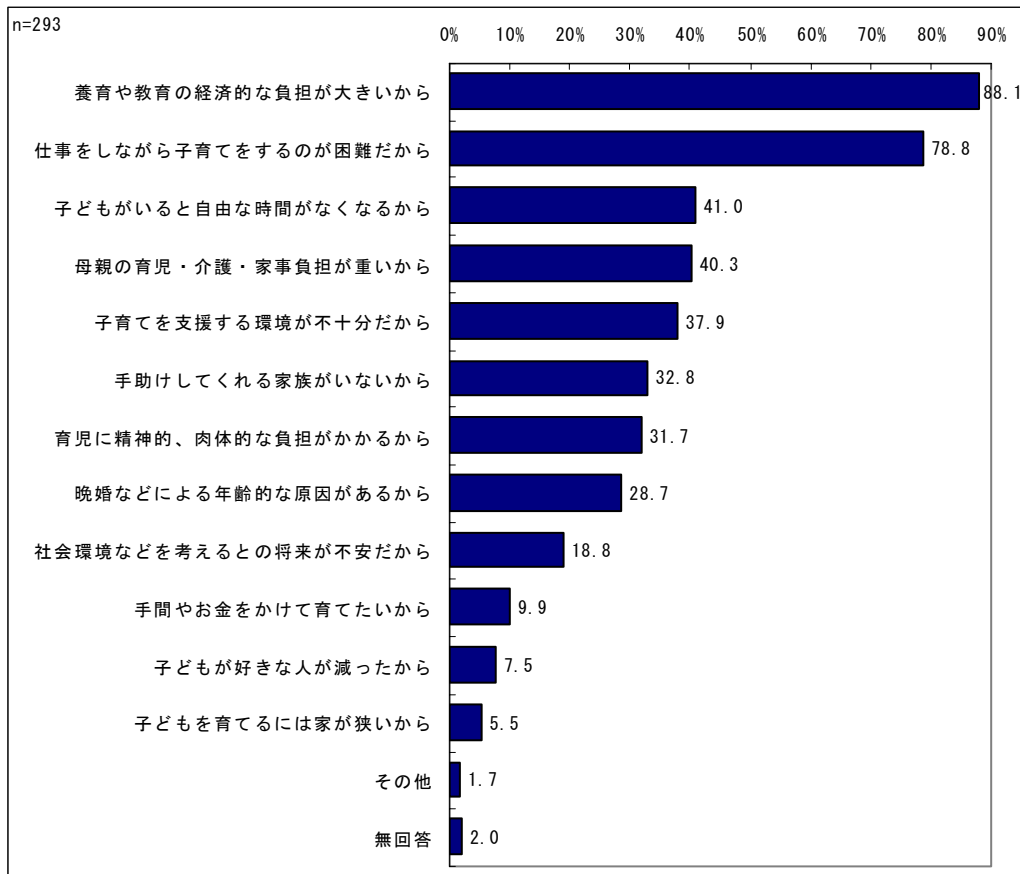
就学前、小学生ともに「子どもがよくないときは積極的にしかってほしい」、「子どもが危険な目に遭いそうな時は手助けをしてほしい」に回答が集中しています。

子どもが保護者の目から離れている場合、子どもの安全やしつけについて、期待している様子が見えます。



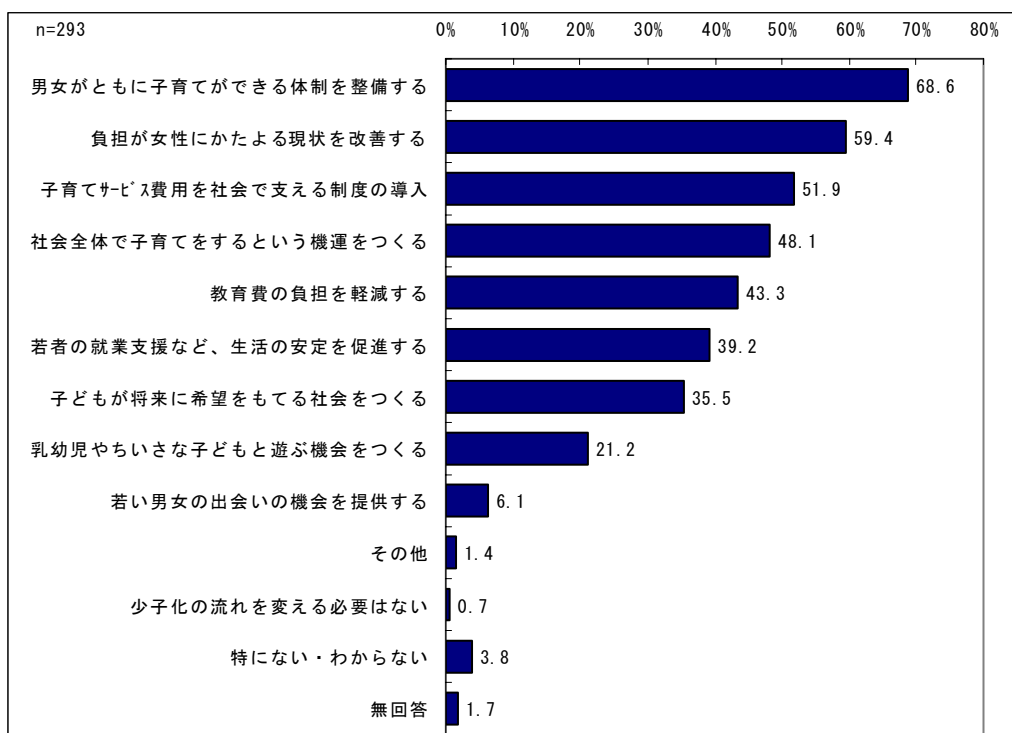
h 子どもが少ない理由

子どもの数が少ない理由として「子どもの養育や教育の経済的な負担が大きいから」や「仕事をしながら子育てをするのが困難だから」に意見が集中しています。



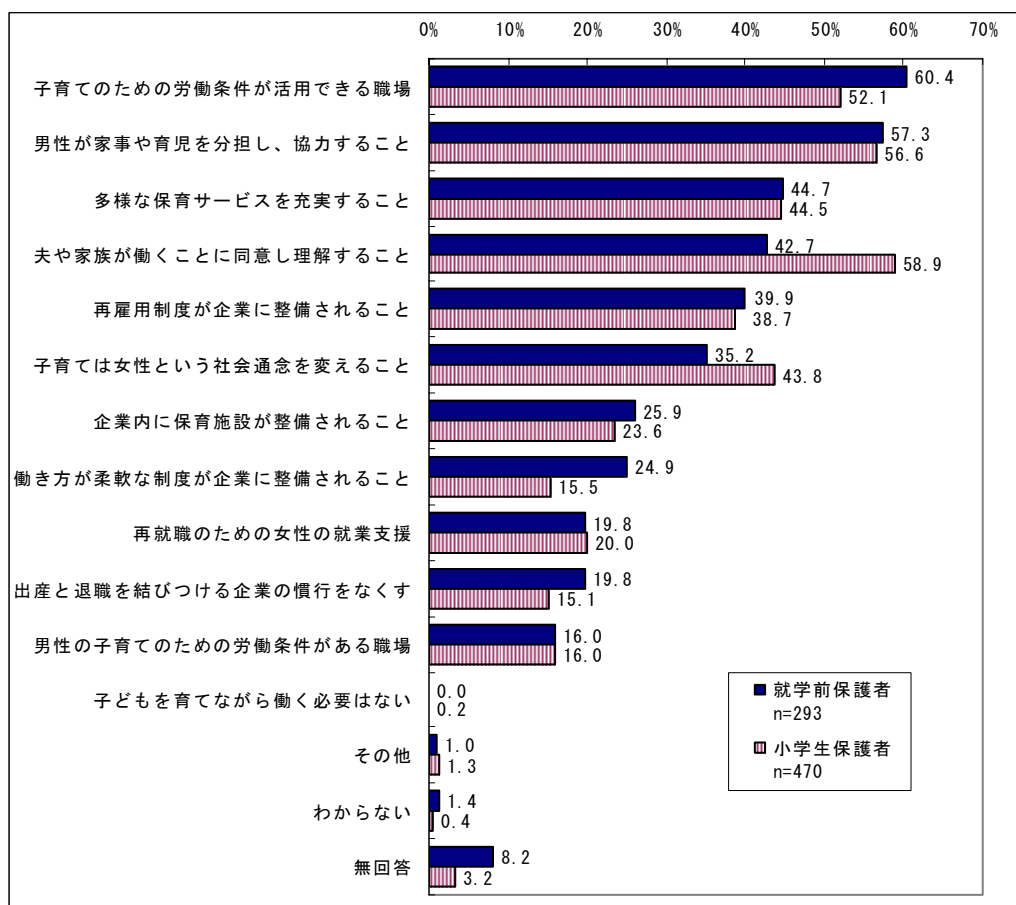
i 少子化を変えるために重要なこと

少子化を変えるために重要な課題として「男女がともに仕事や社会参加が中断されずに子育てができる体制を整備する」「家事や子育ての負担が女性に偏る現状を改善する」「子育てサービス費用を社会で支える制度の導入」などが上位となっています。



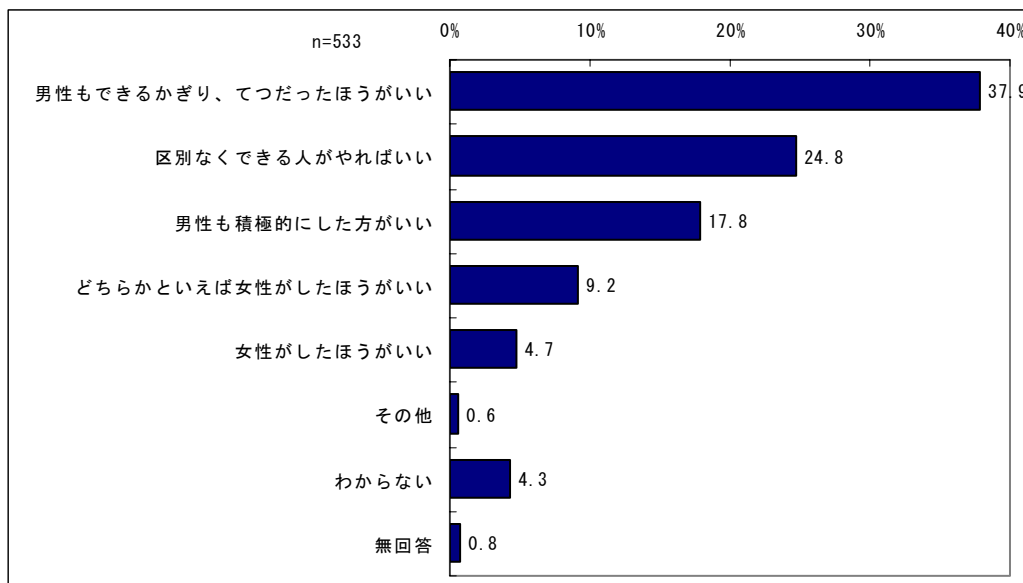
じ 子育てと仕事の両立に必要なこと

就学前児童の保護者は「子育てのための労働条件が活用できる職場」「男性が家事や育児を分担し、協力すること」が必要とし、小学生児童の保護者は就学前児童の保護者と同じ項目が上位にあるものの、「夫や家族が働くことに同意し理解すること」を最も必要としています。



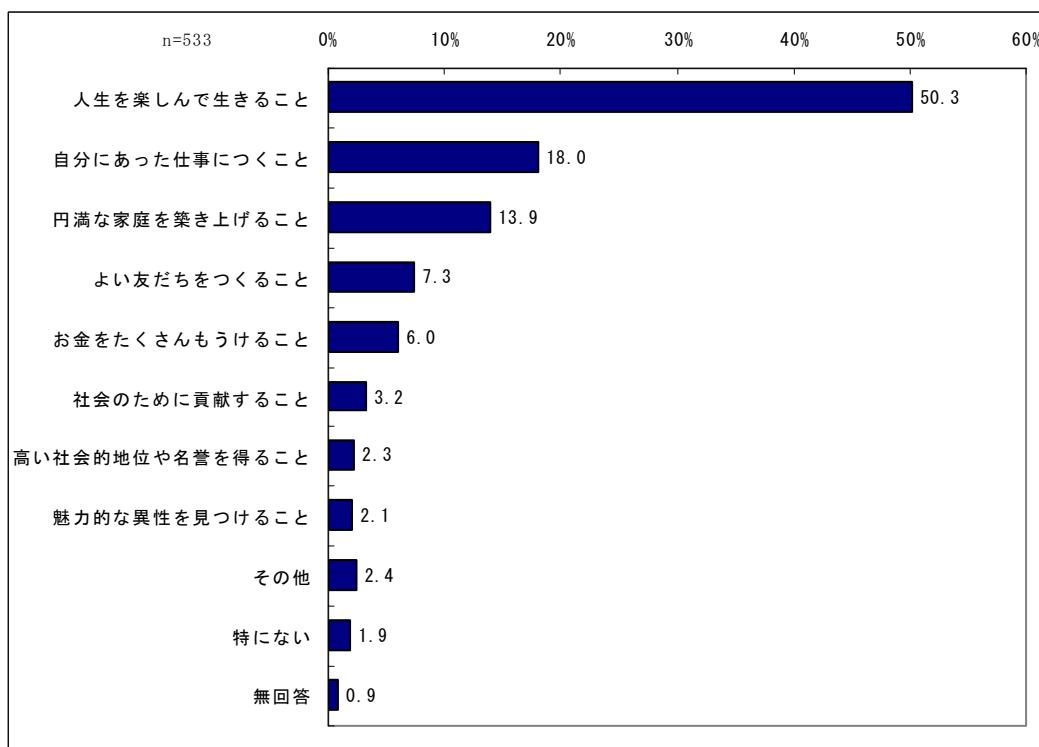
k 中高生の考える家庭での子育てや家事について

中高生の考える家庭での子育てや家事についてみると「男性もできるかぎり、てつだったほうがいいと思う」が上位となっています。



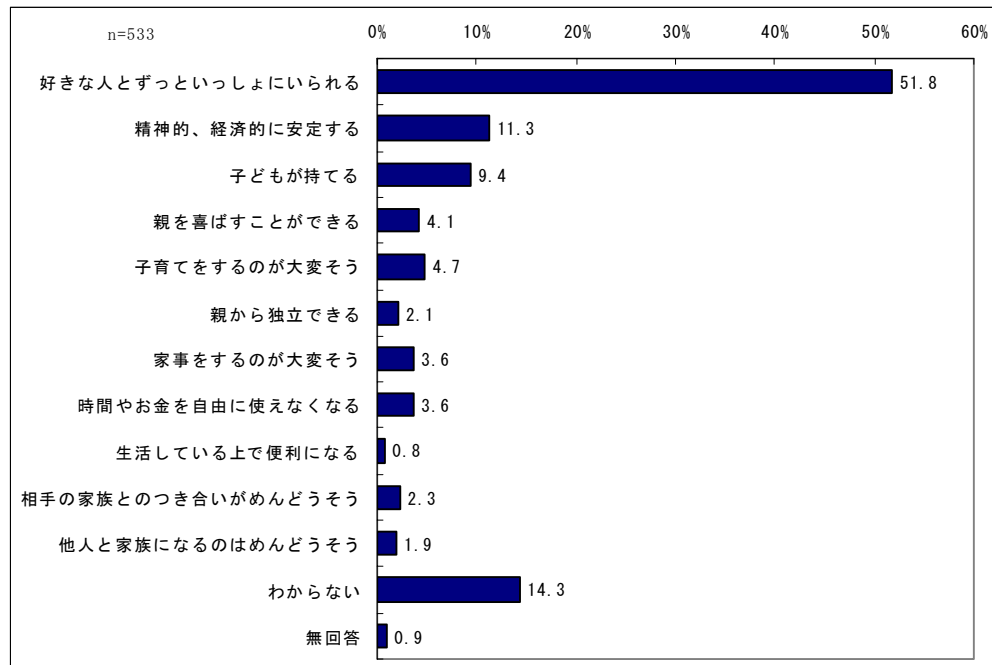
1 中高生の考える人生でもっともたいせつな目標について

中高生の考える家庭での子育てや家事についてみると「人生を楽しんで生きること」を半数の人があげています。



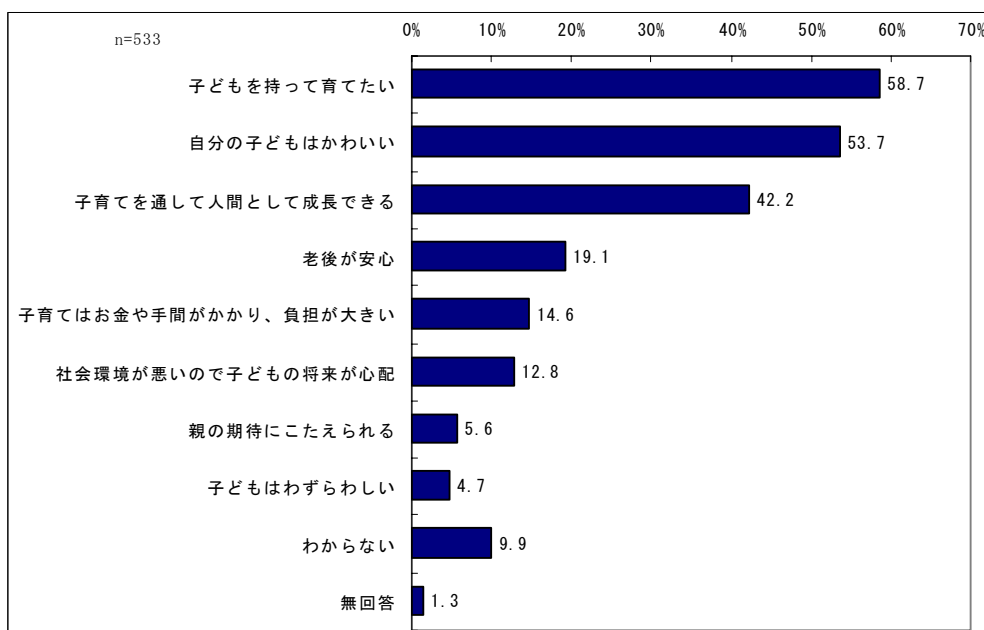
m 中高生の考える結婚のイメージについて

中高生の考える結婚のイメージは、「好きな人とずっといっしょにいられる」が半数を超えています。



n 中高生の考える子どもを持つことのイメージについて

中高生の考える子どもを持つことのイメージは「当然、子どもを持って育てたいと思う」「自分の子どもはかわいいと思う」「子育てを通して人間として成長できる」とイメージしています。



2 計画策定にあたっての課題

(1) 子育て家庭への応援

孤立感や負担感が増している子育て家庭に対し、子育てすることが本来持つ“楽しさ”が持続するよう支援する必要があります。子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮しながら、子育てを男女が協力して行っていくことを支援する取組が重要になってきます。

就学前児童の保護者には、同年齢の子どもを持つ者同士での情報交換の場や専門的な相談、子育て経験者との相談が求められています。

また、専業主婦の子育て不安が高いことも指摘されており、専業主婦を対象とした子育て支援の強化も必要です。

さらに、0歳児の母子密着がその後の子育てのあり方や子どもの育ちに大きな影響を与える調査なども発表されています。ゆとりを持って、上手に、楽しく子育てができるよう、早期から子育てのコツを学ぶ機会なども必要と考えられます。

(2) 次代の社会を築く子どもの自立の促進

子どもが将来への夢や目標を持ちにくい社会になっています。これは大人社会の責任です。豊かな心の育成とともに、主体的に生きることのできる力を育成することが必要であり、家庭、学校、地域社会が協働し、子どもが目標を見つけるきっかけづくりが求められています。

次代の社会を築く子どもが将来に希望を持ち、自信を持って大人になり、結婚し、子どもを生み、育てることは有意義で楽しいと思えるような施策が求められています。

(3) 地域で育てる意識と仕組みの構築

子育ては基本的には家庭の役割であり、第一義的責任は家庭にあります。しかし、核家族化が進む今日、家庭にのみ子育てを負わせる状況ではなくなっています。子育てしやすいまちづくりには、子育ての楽しさが続くような支援とともに、子育てが地域社会で支えられているという実感が重要です。そのためには、子育てを家庭の問題とするのではなく、子育てすることへの社会的評価を高め、子どもをきっかけとしたまちづくりが求められています。

地域に子どもの声や笑顔があふれるまちづくりは、活気や活力を生み出す新たなエネルギーとなり、コミュニティとしての地域の力（「地域力」）を高めることが期待されます。そのために、地域全体に少子化問題を広く周知し、それぞれの立場での役割を担う、家庭、学校、地域社会、行政が一体となった有効で実効性の高い施策が求められます。また、企業を含めた地域社会の構成員が行うべき役割について提起する必要があります。

Ⅲ 計画の基本的方向

1 基本理念

本計画は、次世代育成支援対策推進法の趣旨や策定指針にのっとり、以下の基本理念を定めます。

そだち そだてる 子育てのまち 角館

2 基本目標

次世代育成支援に関する施策を推進していくため、以下の視点から検討・推進を図ります。

施策の体系 1 地域における子育ての支援

- ・子どもを安心して生み育てることができるよう、保育サービスや相談、情報提供、児童の健全育成事業などの子どもの成長と子育てを応援します。

施策の体系 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

- ・親子の健康が確保されるため、保健・福祉・教育の各分野が連携しながら母子保健事業を展開し、健康づくりを応援します。

施策の体系 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- ・子ども一人ひとりが自ら持つ個性や可能性を教育や遊び、暮らしのなかで成長することができるよう、家庭、学校、地域が連携しながら様々な事業を展開できるよう応援します。

施策の体系 4 子育てを支援する生活環境の整備

- ・子どもとその家族が、快適な環境のなかで生まれ育ち、活動できる重要

な要素となる住まい・地域・生活環境・道路交通などの整備を行い、良好な環境の中で生活できるよう応援します。

施策の体系 5 職業生活と家庭生活との両立の推進

- ・仕事と子育ての両立を目指し、就業者や企業との連携を図りながら仕事と子育てをする子育て家庭の努力を応援します。

施策の体系 6 子ども等の安全の確保

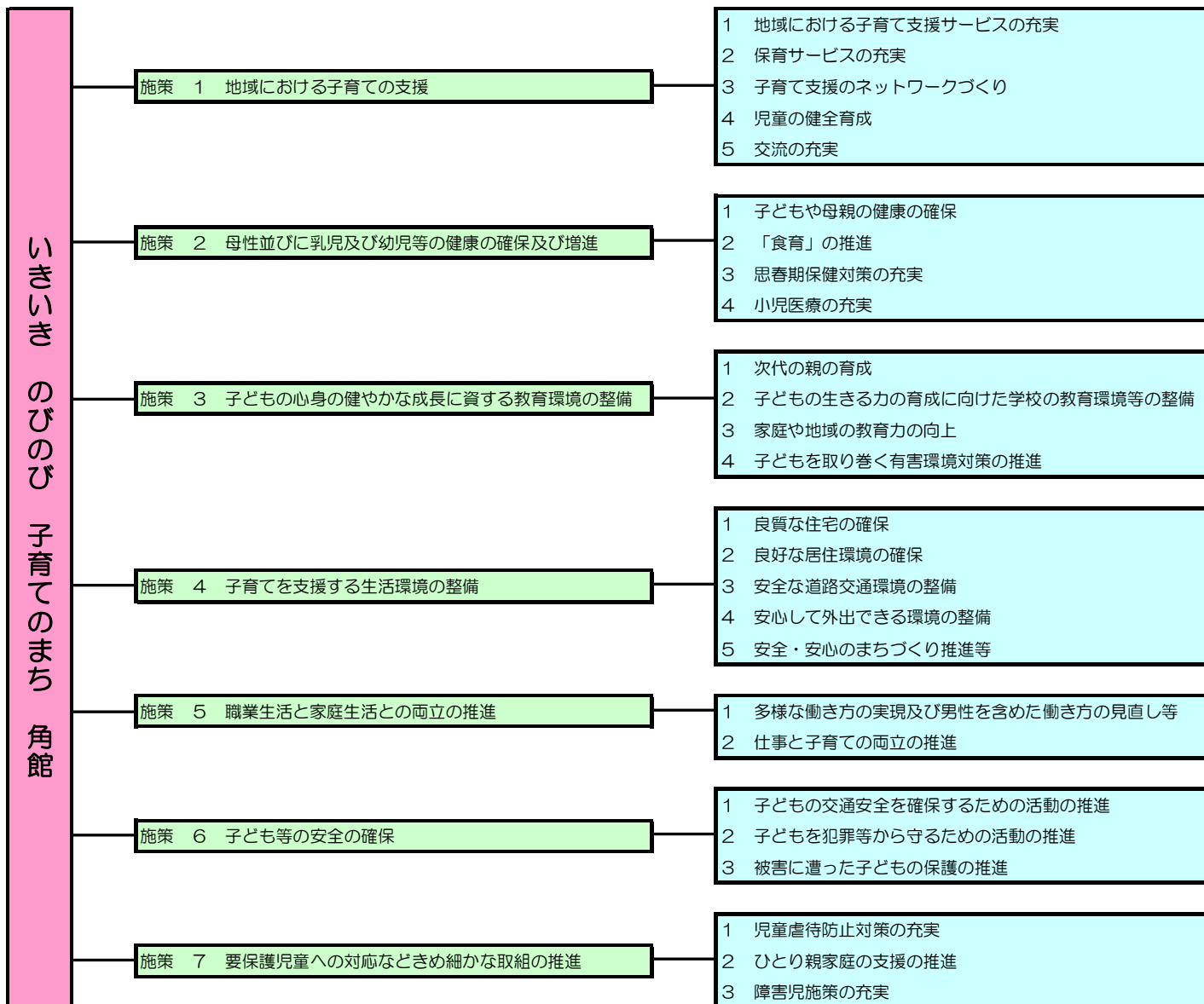
- ・事故や犯罪の被害から子どもを守るため、地域ぐるみで協力しながら安全で安心して生活できる地域づくりを応援します

施策の体系 7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

- ・子どもへの不適切な対応の防止と適切な対応体制の確保、母子家庭の自立支援、障害児対策などの課題に取り組み、誰もがあたりまえに暮らせる地域づくりを支援します。

3 施策の体系

本計画における施策の体系を次のとおりとします。



第2部 各論

第1章 地域における子育ての支援

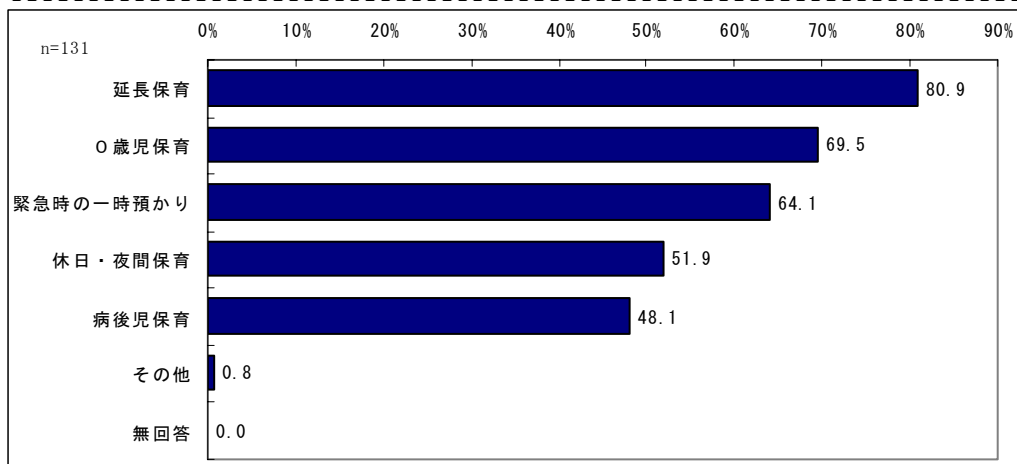
現状と課題

本町では、将来的に人口規模は減少傾向と推計されます。出生数に関してみても、保育所に対するニーズは大きく変化することはないものとみられ、定数等の規模は現状どおりとみられます。また、核家族化や女性の社会進出など社会の変化に伴い、保育需要は多様化しており、時間延長や一時保育などの保育ニーズは多様化しています。

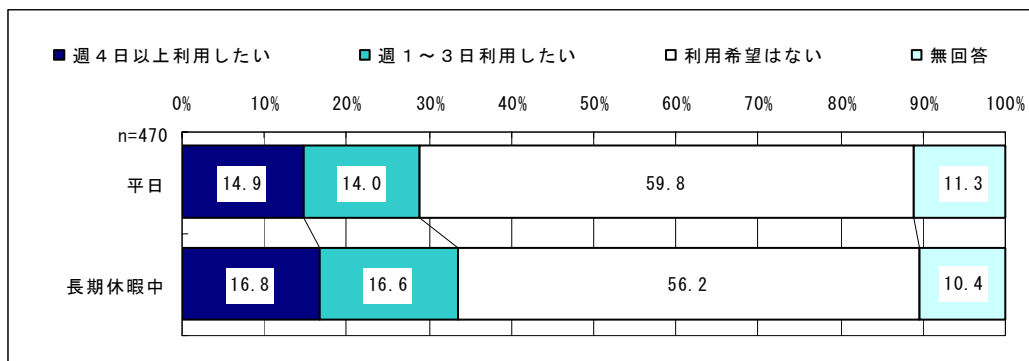
放課後児童クラブは、1か所の小学校と1か所の児童館に設置されており、今後は国の目標とする各小学校区への設置、地域の公民館、学校・保育所との連携を進めていく必要があります。

青少年に対しては、精神的、経済的自立を促し、次代の町を担う住民として、その意識づけが重要となっています。そのために、地域に対する理解や職業やボランティアへの参加、各種体験学習も重要となっています。

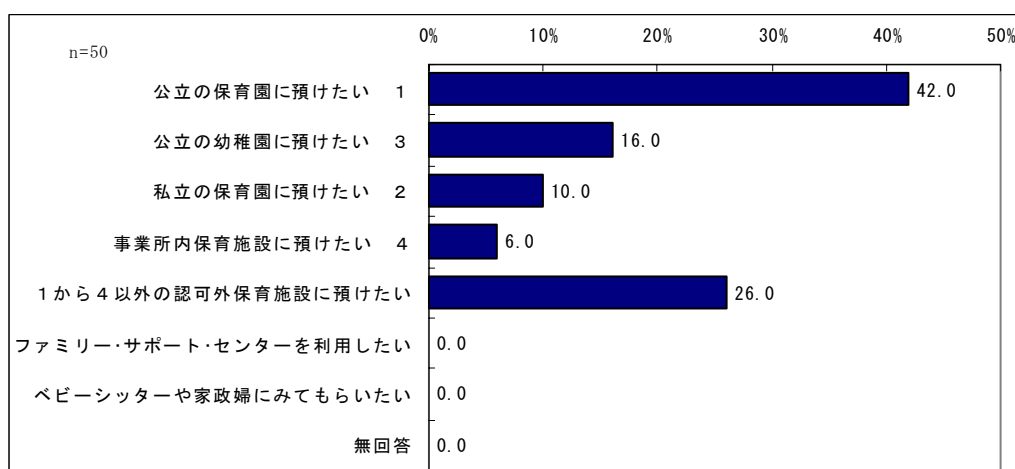
○ 働くために必要とする保育サービスとして「延長保育」「0歳児保育」「緊急時の一時預かり」をあげています。



○ 学童保育は約3割の人が望んでいます。



○ 平日に利用したい保育サービスは公立保育園が最も多くなっています。



施策の方向

1 地域における子育て支援サービスの充実

(1) 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業

① 放課後児童健全育成事業

通年型の学童保育は1か所の小学校と、1か所の児童館に設置されています。今後は、各小学校への設置、学校や各地域の公民館等と連携を図り充実を目指します。

指導員については、ボランティアの参加を促すなど人員体制の強化を目指します。

② 子育て短期支援事業（ショートステイ）

現在実施していませんが、今後必要状況を把握しながら設置について検討し

ます。

(2) 児童の養育に関する諸問題について、保護者からの相談に応じ、必要な情報提供・助言を行う事業

① 地域子育て支援センター

子育て支援センター設置に伴い、育児相談、サークル活動等を実施、在宅の子育て家庭の支援を行います。また、地域における多様な子育て支援サービスに関する情報を把握し、保護者への情報提供を行います。

(3) 自治体の子育て支援事業に関する情報提供・助言及び利用のあっせん等の実施

① 情報提供

必要な情報が必要な人に届くよう情報提供の手段等について検討します。

② 育児講座

各保育所や幼稚園での育児講座の開催を検討します。

事業名	事業の内容	対象者	施策目標	担当課
放課後児童健全育成事業の充実	保護者が仕事等により、昼間家庭にいない小学校の児童に対して、授業の終了時などに児童館、学校の空き教室を利用して適切な遊びや生活の場等を与え、健全育成を図ります。	小学生	継続	福祉課 教育委員会
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の疾病、仕事あるいは社会的事由、育児疲れ等により児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童又は緊急一時的に保護を必要とする母子等を短期間（原則7日間）児童養護施設等で預かります。	乳幼児 児童	前期	福祉課
地域子育て支援センター事業	子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。	乳幼児・児童 保護者	前期	福祉課
つどいの広場	主に乳幼児（0～3歳）を持つ子育て中の親がうち解けた雰囲気の中で気軽に集い交流するとともに、子育ての相談に応じる集いの場を提供します。	乳幼児保護 者	前期	福祉課
児童相談の充実	家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童の福祉に関して相談に当たります。	保護者	後期	福祉課 教育委員会

事業名	事業の内容	対象者	施策目標	担当課
心配ごと相談	社会福祉協議会を窓口とする相談を実施します。	町民	継続	福祉課
子ども会活動の支援	各地区の子ども会活動を支援します。また、こうした中からジュニアリーダーの育成を行います。	児童・生徒	後期	福祉課
保育サービスに係る情報提供	保育サービスの利用者による選択や質の向上のために、保育サービスに関する積極的な情報提供を行う。	町民	前期	福祉課

2 保育サービスの充実

(1) 保育所定員

保育所の定員については、低年齢児の入所の増加により、待機児童が発生しないよう定員の確保を図ります。

(2) 延長保育事業

現在町内4箇所全保育所で実施しており、継続的な事業とします。

(3) 一時保育事業

現在実施していませんが、保護者の疾病、リフレッシュなど多様な利用形態に応じられるよう、設置し事業の充実を図ります。

事業名	事業の内容	対象者	施策目標	担当課
保育の充実	保護者の労働又は疾病等により、家庭において当該児童を保育することができないと認められる場合保護者に代わり、保育所での保育を実施します。	町民	継続	福祉課
延長保育事業	通常保育の時間帯の前後に延長して児童を預かる事業です。国の基準が11時間となっているため、この時間を超えて保育を必要とする場合に、これに応じ検討します。	保護者	継続	福祉課
一時保育事業	非定型的保育サービス・緊急保育サービス等、多様な保育サービスを実施します。	保護者	前期	福祉課
幼保一体化への対応	保育所から小学校の教育へ円滑に移行できるように、保育所における幼児教育の充実を図ります。	幼児	前期	福祉課

3 児童の健全育成

(1) 児童の居場所や活動の場の確保

① 既存施設を利用した居場所づくり

授業が終了した後、家庭の保護が出来ない小学生に放課後児童クラブを実施することにより、自由に遊べ安全に過ごすことのできる居場所づくりを推進します。

② 体験学習の場の整備

青少年を対象とした自然体験活動を始めとする多様な体験活動の機会を整備します。

(2) 健全育成及び非行対策

① 教育・啓発活動

学校での学習への適応指導、生活習慣指導、性の逸脱行動の問題点等について適切な指導を促進します。

② 少年非行の防止及び立ち直りの支援

少年非行を防止するため、学校での教育を強化するとともに、学校、保護者、地域との連携により見回りパトロールを強化するなど、犯罪を未然に予防する地域社会づくりに努めます。また、少年非行等の問題を抱える児童の立ち直り支援に対しては、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対処します。

(3) 引きこもり及び不登校への対応

引きこもり及び不登校、学習障害児については、学校、保護者のほか、民生児童委員や地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対処できるように努めます。

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等を販売しているコンビニエンスストア等に対し、子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関・団体やPTA、地域住民と連携・協

力をして、関係業者に対する自主的措置を働きかけます。

(5) 民生児童委員活動の充実

児童虐待への民生児童委員の対応等、地域活動における役割はますます大きくなっています。今後とも、連絡体制を十分にとって活動を支えていきます。

事業名	事業の内容	対象者	施策目標	担当課
青少年町民会議の推進	青少年の健全な育成を町民総ぐるみで推進することを目的に、この会議の趣旨に賛同する者、青少年関係団体、関係機関を持って組織し、心の声かけ運動など様々な活動を行います。	町民	後期	町民サービス課
児童・青少年の居場所づくり	小学生の放課後児童クラブの充実等、安全に過ごすことのできる居場所づくりを進めます。	町民	継続	教育委員会
青少年の体験活動推進事業	青少年が体験活動を通じて、健全な心身の発達を促すための事業を推進します。また、職業体験や自然体験などの事業の充実を図ります。	町民	後期	教育委員会
主任児童委員連絡会議	委員間の情報交換や研修の場として、地域における児童の健全育成にかかわる委員の資質の向上を図ります。	主任児童委員	継続	福祉課
民生委員・児童委員研修会	児童福祉部会において、子育てに関する講演会や児童施設の見学研修などにより、地域における児童の健全育成にかかわる委員の資質の向上を図る。	民生児童委員	継続	福祉課

4 交流事業の充実

(1) 世代間・異年齢児との交流

現在各保育所で実施している世代間交流や異年齢児交流の充実を図ります。また、中学生や高校生の保育ボランティアへの参加を促します。

(2) 園庭・園舎の開放

保育所の園庭・園舎を開放し、子育て相談や未就園児の親子登園等を推進します。

事業名	事業の内容	対象者	施策目標	担当課
保育所地域活動事業	地域の親子や高齢者と保育所の子どもたちが、もちつきなどの行事やレクリエーションを通して、世代間・異年齢児による交流を図ります。	入所児 高齢者	継続	福祉課
保育所園庭開放	保育所の園庭を開放し、保育所の子どもと地域の子どもがふれあいながら遊び、交流を図ります。	入所児 未就学児	前期	福祉課

第2章 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

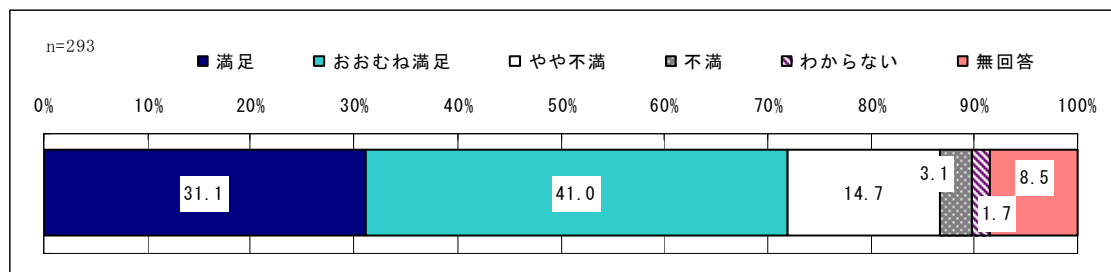
現状と課題

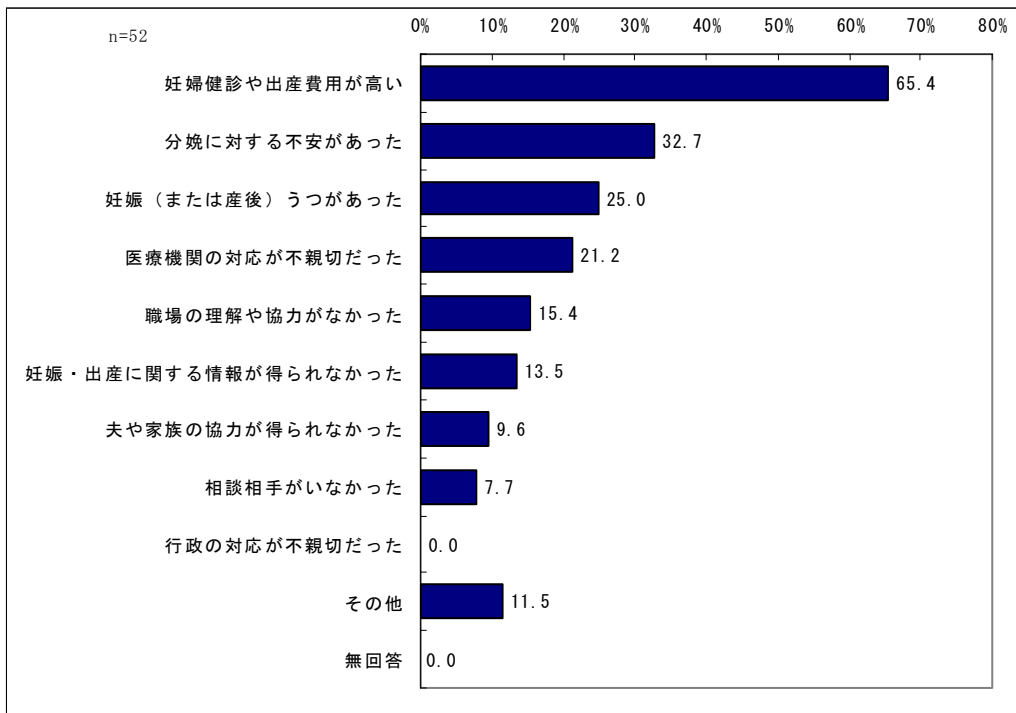
母子保健事業は、出産、子育ての最初の段階であり、母子の健康維持や健やかな乳幼児の発達のために重要な役割を果たしています。母子保健事業については概ね評価されていますが、生活習慣病については関心が高まるなかで、子どもへの健康づくりや生活習慣が重要視されるようになってきています。

最近では、子育て不安を訴える母親の増加や、幼児虐待の問題もあり、悩みを抱える母親の相談や指導において母子保健分野の役割も大きくなっています。

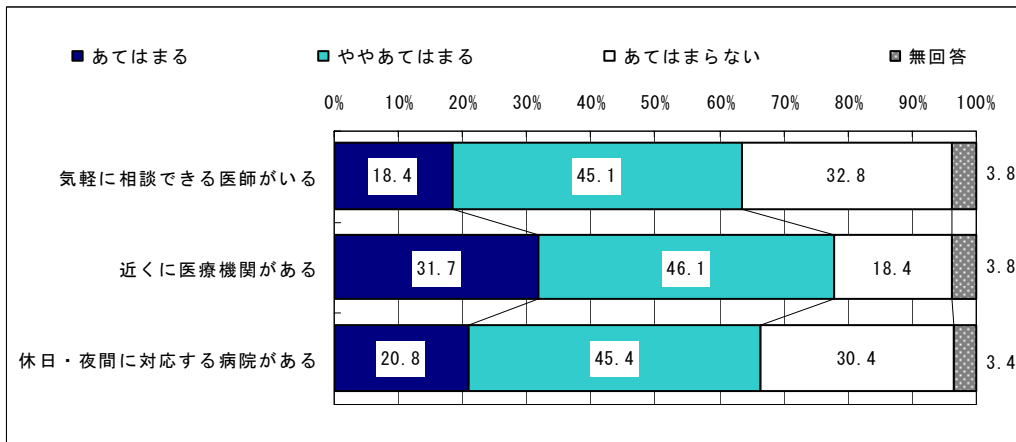
さらに、次の世代の父親や母親になる人に対し、出産、子育てに関する意識づくりや飲酒・喫煙・薬物等に対する危険性を伝える思春期保健事業も重要となってきています。

- 7割を超える人が妊娠・出産に満足していますが、不満を持つ人の理由として、「妊婦健診や出産費用が高い」に意見が集中しています。

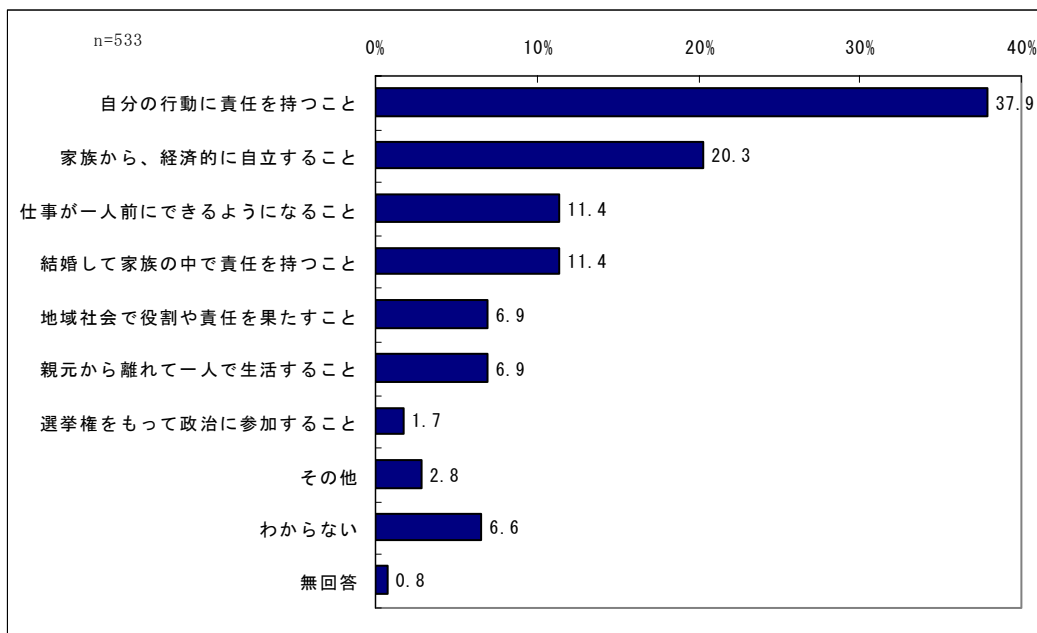




○ 医療についておおむね良好な評価となっています。



○ 中高生の状況を見ると、大人になるということは「自分の行動に責任を持つこと」と考えています。



施策の方向

1 子どもや母親の健康の確保

(1) 母子健康手帳交付時の指導と相談

親子の健康の確保に向けては、妊娠届の提出と母子健康手帳の交付が第一歩となります。

広報等で周知を図るとともに、母子健康手帳交付時の指導・相談を充実し、妊婦が安心して出産の準備ができるよう努めるとともに、母子保健サービス等の説明などにより、健康診査や保健指導を利用できるように努めます。

(2) 妊産婦・新生児等訪問指導

保健部門だけでなく、民生児童委員や社会福祉協議会、福祉部門などとの連携を強化し、必要とされる家庭に対し、乳児の養育、健康管理に必要な知識と適切な情報提供、必要なアドバイスを実施します。

各種乳幼児健診等で継続して指導が必要な子どもとその家庭に対しては、保健師が相談の場を持ち、精密検査や専門機関への紹介、個別相談などへつなげるよ

うにします。複雑化する問題に対応できるように、相談体制を整備します。

(3) 妊婦・乳幼児健康診査

1歳6か月児、3歳児等の健診や歯科健診については、子どもの月齢に応じた発育・発達を確認し、疾病や異常等の早期発見と親子の心身の健康保持を図る目的で実施します。これまでも取り組んできた未受診者への対応を継続し、受診率の向上を図ります。

また、こうした乳幼児健診等の場を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故の予防のための啓発を行います。

(4) 育児相談

育児相談については、家族も含めての参加を呼びかけます。また、親の育児不安の解消等を図るため、乳幼児健診等の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ります。

(5) 学校保健法による健康診査等

学校保健計画に基づき、各種定期健康診査による疾病の早期発見と健康状態の把握、衛生管理を推進します。

学校が家庭に配布する保健だより等では、健康増進を啓発し、最近では心の健康などを取り上げ、教育相談と連携して進めており、今後は家庭との理解と協力が得られるような方策を取り入れます。

事業名	事業の内容	対象者	施策目標	担当課
乳幼児健診	乳幼児を対象に発育・発達状況の確認と疾病の早期発見及び育児不安の軽減や解消を図るために実施します。	乳幼児	前期	健康管理センター
乳幼児歯科健診の充実	歯科健診及び歯科衛生士による集団ブラッシング指導を実施しているが、町民の利便性を考え、実施か所や対象月齢の拡大を図ります。	乳幼児	前期	健康管理センター
乳幼児相談の充実	保健師と栄養士・歯科衛生士が協力して相談を実施します。利用者が気軽に相談できるよう、利便性を考慮し、周知方法等を工夫しながら推進します。	乳幼児	前期	健康管理センター

事業名	事業の内容	対象者	施策目標	担当課
新生児・乳幼児・妊産婦訪問指導	訪問指導が必要な乳幼児及び妊産婦の家庭を保健師、栄養士等が訪問し、保健指導や相談を行います。とりわけ、育児不安の大きい出産直後から生後3か月までの乳児を対象に新生児訪問指導を行い、母の不安解消や乳児の健やかな成長の一助とします。	妊婦 乳幼児	継続	健康管理センター
妊婦一般健康診査の充実	対象となる妊婦がすべて受診できるよう、妊娠届出時に受診票の利用について説明するなど、利用の拡大を図ります。	妊婦	前期	健康管理センター
妊婦H I V抗体検査の実施	対象となる妊婦がすべて受診できるよう、妊娠届出時に受診票の利用について説明するなど、利用の拡大を図ります。	妊婦	前期	健康管理センター
妊婦超音波検査の実施	対象となる妊婦がすべて受診できるよう、妊娠届出時に受診票の利用について説明するなど、利用の拡大を図ります。	妊婦	前期	健康管理センター
B型肝炎母子感染防止の推進	対象となる妊婦がすべて受診できるよう、妊娠届出時に受診票の利用について説明するなど、利用の拡大を図ります。	妊婦	前期	健康管理センター
母親学級（母子手帳交付と同時開催）	出産予定の母親と家族を対象に妊娠・出産・育児について学ぶ場を提供することで、育児不安の解消や地域の仲間づくりを支援します。（母子手帳交付時に同時開催）	妊婦	前期	健康管理センター
母子保健推進員活動	母と子の保健を中心に地域の健康づくりを推進していきます。	母と子	前期	健康管理センター

2 「食育」の推進

(1) 食育の推進

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野、農業を始めとする様々な分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

(2) 地産地消の推進

地産地消の視点から地元農協との連携により、学校給食への地元食材の活用を進めます。

(3) 体験学習・料理実習の充実

学校においても「総合的な学習の時間」を活用して、米づくりなどの農業生産体験の充実を図ります。

事業名	事業の内容	対象者	施策目標	担当課
栄養相談・ 栄養指導の 実施	乳幼児健診や乳幼児相談において栄養士による相談及び、乳幼児の家庭での食事を通じた健康づくりの支援を行う。	乳幼児の家族	前期	健康管理センター
乳幼児健診 の場を通じた 情報提供	乳幼児家庭での食事を通じた健康づくりを支援するために、乳幼児健診や育児学級等において、保護者を対象に望ましい食生活に関する資料・情報の提供を行う。	乳幼児の家族	前期	健康管理センター
母親学級・ 両親学級 (再掲)	出産予定の母親と家族を対象に、栄養士による妊娠期・授乳期の食生活の改善と望ましい食事に関する学習の機会を設け、知識・情報の提供を行う。	妊婦と家族	前期	健康管理センター
保育所における 食育の 推進	保育所の食事・行事・日常の保育を通して、健康な心身と良い食習慣を形成する。	入所児	前期	福祉課
子どもクッキング 教室	児童及びその保護者に対し、栄養士及び食生活改善員によるクッキング教室を行い、幼児期からの食教育を通じて日常の正しい食習慣を形成し、子どもたちのより健やかな成長と食生活の改善を図ります。	児童 保護者	後期	健康管理センター
食生活改善 推進員協議 会の活動支 援	健康づくりを支援するために食生活改善推進員協議会を育成し、活動を支援する。	町民	後期	健康管理センター
保健、教育 等の連携の 推進	保健、教育の連携により食に関する学習機会や情報の提供を進める。	町民	後期	健康管理センター

3 思春期保健対策の充実

(1) 性教育

学校で実施されている性教育の授業に、資料の提供等を通して協力をおこないます。

性に関する健全な意識の醸成と併せて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及に努めます。また、学校での教育が家庭でも生かせるよう保護者に対する指導を行います。

(2) たばこ・アルコール・薬物に関する教育

学校での禁煙教育・薬物乱用防止教育を推進します。あわせて、家庭での啓発と地域の協力を得て防止できるように啓発します。

(3) 思春期保健事業

生命の尊さ、父性・母性を養う機会となるように、小中学生が赤ちゃんとふれあい体験の機会を持てるよう、保育所や幼稚園への保育ボランティアなどを実施し、積極的な参加を促します。

事業名	事業の内容	対象者	施策目標	担当課
思春期保健相談体制の充実	学童期・思春期における心の問題について、相談体制の充実を図ります。	児童・生徒	継続	教育委員会
教育相談事業の充実	学年主任の先生を中心に、スクールカウンセラー等との連携を一層密にし、教育相談の充実と学力向上に努めます。	児童・生徒	継続	教育委員会
スクールカウンセラーの活用	中学校に配置のスクールカウンセラーを引き続き、活用できるよう町として働きかける。	児童・生徒	継続	教育委員会

4 小児医療の充実

(1) 小児医療の充実

小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に取り組むこと、特に小児救急医療について、県、近隣の市町村及び救急指定の病院、消防署等の関係機関との連携に努めます。

また、各家庭に対しても「かかりつけ医」の普及促進を図るほか、休日・夜間の救急医療の周知を図ります。

(2) 周産期医療の強化

妊娠・分娩時の突発的な緊急事態に対応するため、周産期医療体制の確保が進められており、搬送体制なども含め県や医療機関と連携して対応します。

(3) 乳幼児医療費助成

乳幼児医療費助成については、乳幼児が安心して医療サービスを利用できるように、手続きの簡素化等について検討します。

(4) 小児救急法講習会

子どもの不慮の事故を予防し、事故や急病時に適切な判断と迅速な対応ができるように、知識と技術を学ぶ小児救急法の講習の機会を検討します。

事業名	事業の内容	対象者	施策目標	担当課
小児救急医療支援事業	夜間や休日においても小児科医を確保する体制を構築するための小児病院群輪番制」の参加病院に対し運営費の一部を補助し、小児医療の充実を図ります。	乳幼児	継続	健康管理センター
救急医療対策協議会	保健所（県）が主催する救急医療対策励議会に委員として職員を派遣します。	町民	継続	健康管理センター
乳幼児医療費の助成	乳幼児が必要とする医療を容易に受けられるようにするため、乳幼児が医療機関にかかった際に窓口で支払う保険診療の自己負担分を助成します。	乳幼児	継続	福祉課
小児救急法の講習会実施	子どもの不慮の事故を予防し、事故や急病時に適正な対応ができるよう小児救急法の講習会を実施します。	乳幼児	継続	健康管理センター

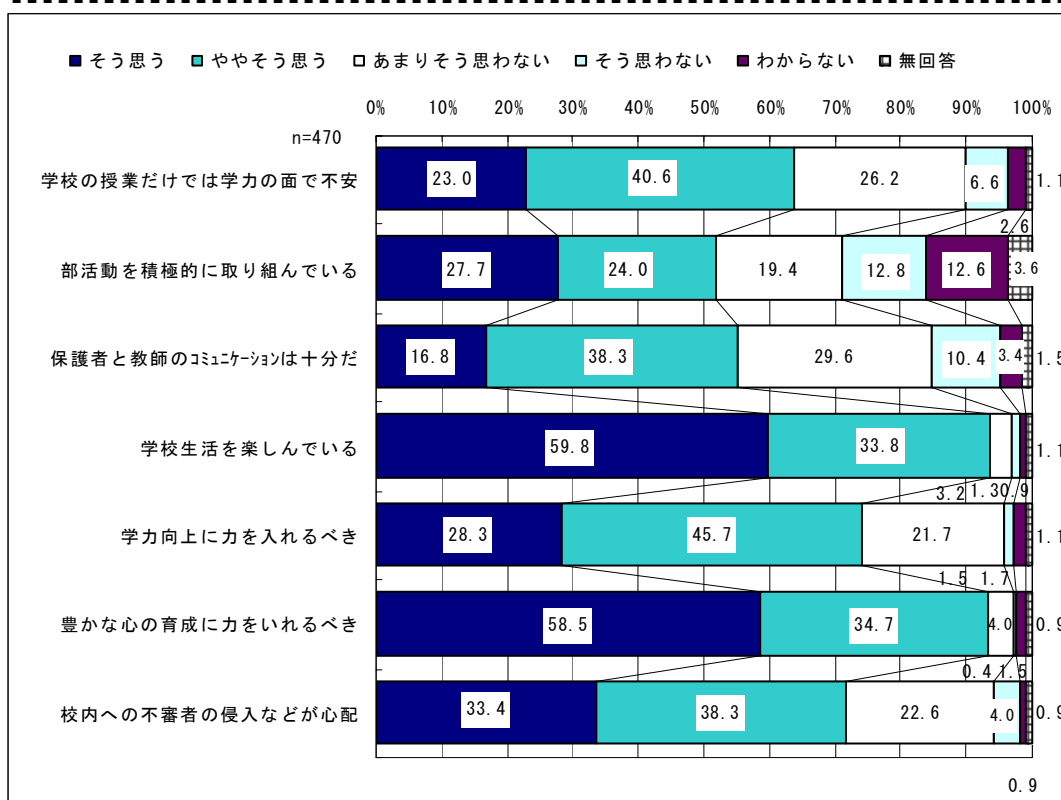
第3章 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

現状と課題総合

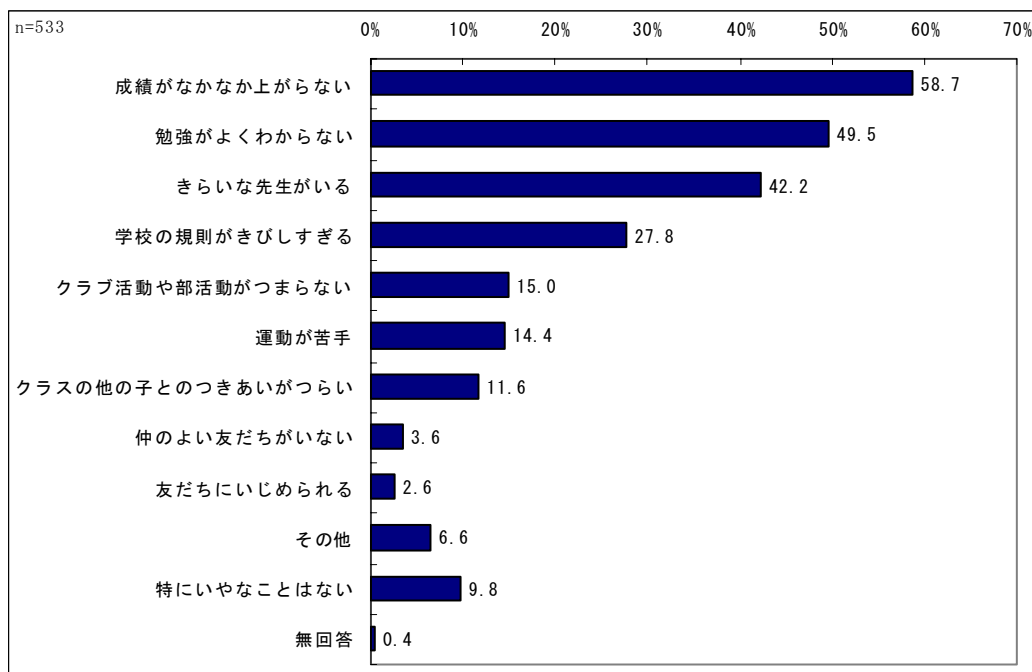
学校の現場は、ゆとりの確保と学力の向上の相反する考え方のなかで、総合的な学習の時間の活用等が大きな課題となっています。最近是不審者対策など学校の安全対策も課題となっています。

住民の学校教育に対する関心では、心の教育の充実が大きな割合を示しています。一方で、引きこもり児童や・不登校児童は、ごくわずかですが、対応には難しい問題があります。

○ 「部活動」「教師とのコミュニケーション」への不安について肯定的な意見が低いのがみられます。



○ 中高生になると、成績や勉強の理解度、教師との意思の疎通について意見を持っています。



施策の方向

1 次代の親の育成

(1) 次代を担う親の教育

中学生、高校生等が子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所、幼稚園、児童館及び乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会の充実を図ります。

また、次代の親として、経済的にも自立できるよう職業体験活動などに取組めます。

(2) 児童の人権の確保

子どもの権利条約に基づき、すべての子どもが人として尊重され、次代の町を担う希望の存在として、尊重されるよう、子どもたちへの人権教育の実施と啓発活動を進めます。

事業名	事業の内容	対象者	施策目標	担当課
育児関連講座の充実	乳幼児期の子どもの成長に関わる正しい知識や親の役割、家庭環境づくりなど育児に関する学習機会の提供に努めます。	乳幼児 保護者	前期	健康管理センター
家庭教育学級等の充実	小・中学校及び幼稚園・保育園のPTA保護者会が実施する家庭教育学級の充実を図ります。	小中学生 保護者	前期	教育委員会
児童の権利に関する啓発	子どもの保護と基本的人権の尊重を促進することを目的とした「子どもの権利条約」の啓発・普及に努めます。	児童 保護者	後期	福祉課

2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

(1) 確かな学力の向上

子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けさせることが重要であることから、子ども、学校及び地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人一人に応じたきめ細かな指導の充実や外部人材の協力による学校の活性化等の取組を推進することとします。

(2) 豊かな心の育成

豊かな心をはぐくむため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進する等の取組の充実に努めます。また、いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係機関との間のネットワークづくり等に努めます。

(3) 健やかな身体の育成

学校におけるスポーツ活動の充実をめざし、外部や地域の人材活用も含めて、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善等を進め、体育の授業を充実させるとともに、学校間の交流を増やし、部活動の充実を図ります。

(4) 信頼される学校づくり

① 学校と地域の連携

学校評議員制度の活用等により、より充実した制度として実施するため地域及び家庭と幼稚園・学校との一層の連携・協力を図ること、地域との連携を考慮するなど特色ある幼稚園・学校づくりを進めます。

あわせて、幼稚園・学校においては、園児・児童生徒が安心して教育を受けられることができるよう、幼稚園・学校が、家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、安全管理を強化します。

② 学校施設整備

ハード面の学校整備としては、小・中学校において、耐震診断及び耐震補強を進めます。

設備面では、情報化教育のための施設整備を進めるほか、安全対策面から、非常通報装置等の安全施設の強化を図ります。

③ 交流事業の充実

姉妹都市交流をさらに発展させ、国内、国外の他地域の児童との交流機会を整備します。

(5) 幼児教育の充実

図書館における読み聞かせなど、幼児や児童・生徒向けの各種講座の充実に努めます。

また、就学に係る事務連絡を中心にして、情報提供や行事への参加呼びかけ等により、保育所・幼稚園と小学校の連携体制の一層の充実に努めます。

事業名	事業の内容	対象者	施策目標	担当課
「総合的な学習の時間」の支援	「総合的な学習の時間」の活動を支援します。	小中学生	前期	教育委員会
教育副読本の整備	小学校社会科副読本、中学校社会科地域教材、道徳郷土資料集の作成等を行います。	小中学生	前期	教育委員会
小・中学生社会体験チャレンジ事業	生徒が地域の中で様々な社会体験活動を通して、多くの人々とふれあい、学校では得られない経験を積むことで、豊かな感性や社会性、自立心を養い、たくましく豊かに生きる力を育む体験活動を実施します。	小中学生	前期	教育委員会

事業名	事業の内容	対象者	施策目標	担当課
国際理解教育の推進	A L T（英語指導助手）の活用により、異文化理解を深めるとともに、コミュニケーション能力の育成を図る。	小中学生	前期	教育委員会
環境教育の推進	自然保護やリサイクルなどの資源の再利用についての理解を深め、環境やアメニティに配慮するなどの環境教育を推進する。	小中学生	前期	教育委員会
学校ふるさと構想の推進	子どもたちの遊び場や自然とふれあえる場として、地域の自然を再発見し、課外教育の範囲拡大を図ります。	小中学生	前期	教育委員会
特色ある学校づくり事業	各学校において執行できる予算を配当し児童生徒、地域、学校の実態等に応じて特色ある教育、特色ある学校づくりを推進する。	小中学生	前期	教育委員会
学校評議員の導入	学校・家庭・地域が連携し、開かれた学校を目指し、学校評議員を各学校に設置します。	小中学生	前期	教育委員会
教育インターネットの整備	町内の小中学校をインターネットで結び、教育指導や授業方法等の多角化を推進します。	小中学生	前期	教育委員会
小中一貫教育研究事業の推進	小中学校交流研修会を開催し、小中一貫教育モデル校による研究を深め、小学校、中学校が一貫したテーマを持ち研究を行います。	小中学生	前期	教育委員会
教育相談事業の充実（再掲）	スクールカウンセラー等との連携を一層密にし、教育相談の充実を図ります。	小中学生 保護者	前期	教育委員会
不登校児童生徒への支援	スクールカウンセラーが電話・来談相談やカウンセリングを行い、必要な場合は、学校訪問や家庭訪問も行いながら不登校児童・生徒に対処します。	小中学生 保護者	前期	教育委員会
幼稚園教育の推進事業	私立幼稚園就園奨励費補助金、就園費補助金の交付により、保護者の経済的負担の軽減を図り、心身共に穏やかな発達ができるよう幼稚園への助成を行います。	幼稚園 保護者	前期	教育委員会

3 家庭や地域の教育力の向上

(1) 家庭教育への支援の充実

① 家庭教育ネットワークの充実

教育委員会や公民館だけでなく、保健や福祉部門との連携を強化しながら、公民館等の社会教育施設を始め、幼稚園や保育所、小中学校の授業参観や乳幼児健診や就学時健診等の多くの親が集まるあらゆる機会を活用し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の整備に努めます。

(2) 地域の教育力の向上

地域の自然環境や経験豊かな人材の活用により、子どもの多様な体験活動の機会の充実、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、スポーツ指導者の育成等子どもたちの多様なスポーツニーズに応える地域のスポーツ環境の整備を図ること等により、地域の教育力の向上を図ります。

事業名	事業の内容	対象者	施策目標	担当課
地域の人材活用の推進	地域の人材を授業、行事、部活動等に生かすことにより、児童生徒の興味・関心を高め、学校の活性化の推進を図ります。	児童生徒	前期	教育委員会
子育てサポーター事業の充実	県の子育てサポーター養成講座への参加を促すとともに、子育てサポーターの活用、活動支援を行います。	町民	継続	福祉課
ブックスタート事業（はじめてブック）	絵本の読み聞かせを通じて親子のふれあいを深めるよう、保健センターで行う乳児健診の機会に、赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本をプレゼントします。	乳児	継続	健康管理センター
生涯学習ボランティアバンクの充実	町民からの指導者の派遣要請など、多様なニーズに対応するため、ボランティアバンク登録者との連携を図りながら、生涯学習ボランティアバンクとしての制度の充実を図ります。	町民	前期	教育委員会
小学生対象の様々な体験学習の開催	公民館、図書館、美術館等の社会教育施設で児童・生徒を対象とした様々な体験学習・催しを開催します。	小学生	前期	教育委員会
スポーツ少年団の充実	スポーツ少年団の充実を図り、誰もが楽しみながら参加できるようにします。	スポーツ少年団	継続	教育委員会
指導者養成講座の充実	スポーツ・レクリエーション活動の一層の普及を図るため、スポーツ指導者及び指導者養成のために講座等への参加を奨励します。	町民	前期	教育委員会

4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等を販売している一般書店やコンビニエンスストア等に対し、子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業者に対する自主的措置を働きかけます。

事業名	事業の内容	対象者	施策目標	担当課
有害環境対策	性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等を販売している一般書店やコンビニエンスストア等に対し、地域住民等との連携・協力により、関係業者に対する自主的措置を働きかけます。	青少年	継続	町民サービス課
健全育成対策の充実	子どもが心身共に健全に成長できるよう、非行防止啓発活動、文化、スポーツ等コミュニティ活動、青少年活動指導者の育成等を通じて地域社会が一体となり、健全育成対策を推進する。また、子どもの権利を侵害する児童買春、ポルノ等を防止するため、児童買春・児童ポルノ法を普及啓発します。	青少年	継続	町民サービス課

第4章 子育てを支援する生活環境の整備

現状と課題

住宅については、福祉的な視点からの住宅政策とともに、アレルギー対策や児童遊園など、幅広い視点から整備を進める必要があります。

子どもと子育て家庭にとって、子どもの目線からみたまちづくりは、安全性の確保はもちろん、快適な生活環境づくりのために重要な課題です。都市計画道路や公園等の整備については、バリアフリーの考え方を基本に安全かつ快適なまちづくりが求められています。

公園は、都市計画公園や各地区の児童遊園などがありますが、一方で雨が降ったときに遊べる場所が欲しいといった屋内施設などにも要望がみられます。また、遊具の安全管理が課題となっています。

施策の方向

1 良質な住宅の確保

老朽化が進む町営住宅について、順次、用途廃止や立て替えを進めます。

事業名	事業の内容	対象者	施策目標	担当課
優良な賃貸住宅の供給促進	町民の多様な住宅需要に対応するため、一定の所得者に家賃補助を行う特定優良賃貸住宅の誘致を進めるとともに、制度紹介を行います。	町民	継続	建設課

2 良好な居住環境の確保

計画の基本理念に基づいた住宅政策や下水道整備に努めます。

事業名	事業の内容	対象者	施策目標	担当課
都市計画マスタープランの推進	目標とする住環境の水準を定め、計画の基本理念に基づき住宅政策を推進します。	町民	継続	建設課
下水道事業等の推進	公共下水道及び農業集落排水事業の推進により全町の水洗化を進めます。	町民	継続	上下水道課

3 安全な道路交通環境の整備

子ども、子ども連れの親等が安全・安心に通行することができる道路交通環境を整備するため、国・県道の安全対策を要請するとともに、通学・通園路を中心とした歩車道分離の道路整備を進めます。

中心商業地においては、まちづくり交付金事業などを活用し、整備において、人と車が共存でき、お互いが安全に且つ安心して通行できるように整備を図っていきます。

事業名	事業の内容	対象者	施策目標	担当課
道路改良10か年基本計画の推進	計画的に道路の拡幅や歩道、待避所の設置等を行い、安全で快適な道路行政の推進のもと危険箇所や交通渋滞の解消を図ります。	町民	継続	建設課
カーブミラーの整備	交通事故防止のため、公道との交差点のほか、公道と私道との交差点箇所の整備を図ります。	歩行者 運転者	継続	町民サービス課
生活道路での通行車両の進入抑制・速度抑制	生活道路での安全確保のため、警察署と連携し、車両の進入抑制・速度抑制を図ります。	町民	継続	
交通安全看板等の設置	市内における交通事故等の抑止のため、交通安全に関する看板を設置します。	歩行者 運転者	継続	町民サービス課
夜間の交通事故防止対策	主要市道のほか、生活道路として利用されている市道に、道路照明灯の整備を図ります。	町民	継続	建設課

4 安心して外出できる環境の整備

(1) 公共施設、公共交通機関、建築物等のユニバーサルデザインを考慮した整備

妊産婦、乳幼児連れの者等すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等に努めます。

事業名	事業の内容	対象者	施策目標	担当課
公共施設等のバリアフリー化の推進	秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例（平成15年4月1日施行）に基づき、道路や公共施設のバリアフリー化を進めます。	町民	継続	企画政策課

5 安全・安心まちづくり推進等

(1) 公共施設の安全対策

道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆便所並びに共同住宅の構造・設備について、修繕や改善が必要な時には、防犯設備の整備を進めるなど、利用する町民の安全対策に努めます。

公共下水道の推進、あるいは合併浄化槽の設置促進により、全町水洗化を進めます。

第5章 職業生活と家庭生活との両立の推進

現状と課題

育児・介護休業法、男女雇用機会均等法等の整備により、制度的には、子育て世帯を支える環境は整備されてきましたが、国内景気の低迷もあり、子育て世帯を巡る就業環境には厳しいものがあります。特に女性の就業は厳しく、妊娠・出産に伴って仕事をやめる人も数多くみられます。今後は、女性の就業対策も必要ですが、夫婦間で子育てを共有できる社会づくりも大きな課題です。

施策の方向

1 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

地域全体で、子育てを進めていくためには、家庭だけでなく、地域の住民、事業所等の協力も必要となります。男性を含めたすべての人が、仕事と生活、子育てを両立できるよう、「働き方の見直し」を進める必要があります。

そのために、国、県、関係団体等との連携を図りながら、積極的に広報・啓発、研修、情報提供を行い、労働者、事業所、地域住民等の意識改革をめざします。

また、従業員数が301人に満たない事業所に対しても、次世代育成行動計画の一般事業所計画の策定を呼びかけます。

事業名	事業の内容	対象者	施策目標	担当課
男性の育児休業取得の推進	男性の育児休業取得を推進するため、事業所及び従業員に対して啓発を行います。	町内事業所	後期	企画政策課
男性の家事参加促進のための啓発	男女共同の家庭づくりを進めるため、男性が家事・育児・介護等に積極的に参加するよう啓発に努めます。	町民	後期	企画政策課

2 仕事と子育ての両立の推進

(1) 仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育ての両立支援のために、保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実を行います。また、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図ります。

(2) 男女共同参画社会の形成

男女共同参画計画に基づき必要な施策の推進を図ります。

若年世代の参加促進を図るため、セミナー等のテーマの設定を考慮し、啓発活動を推進します。

事業名	事業の内容	対象者	施策目標	担当課
労働時間の短縮	女性と男性の労働者が職業生活と家庭生活及び地域活動に共に参加することができるように、事業所に対して労働時間短縮への啓発を実施する。また、ノー残業デーの推進を図ります。	町民	後期	商工観光課
求人情報相談の充実	身近に求人情報が得られるように情報提供システムの充実を図る。また女性、高齢者、障害者などの就業機会の確保を図るため、ハローワークとの連携を密に、相談業務の活用を促進します。さらに、在宅において内職を希望するものに対し情報の提供を行います。	町民	後期	商工観光課
資格・技能情報の収集と提供	適性に見合った職業選択、有効な資格や技能の取得ができるよう、情報収集し町民に提供します。	町民	継続	商工観光課
職業能力開発のための講座・講習会の充実	商工会及び事業所との連携を推進し、各種講習会を開催します。また、総合情報センターにおいてパソコン講習会等を実施します。	町民	継続	商工観光課
転職・再就職講座の開催	転職や再就職を円滑に進めるため、労働関係機関等と連携しながら、適性の発見や能力開発のための講座を開催します。	町民	継続	商工観光課
再雇用制度の普及	再雇用を進めるため、事業所に対して再雇用制度の普及啓発を行います。	町民	継続	商工観光課
男女共同参画の推進	女性の積極的な社会参加を促し、子育ての喜びが共有できるよう支援していきます。	各事業所 各家庭	後期	企画政策課

第6章 子ども等の安全の確保

現状と課題

交通安全は、交通安全協会や警察署を中心に交通安全教室を保育所や小学校において実施していますが、事故を起こさないためには、さらに教育の充実を図るとともに、道路環境の整備など、総合的かつ継続的な交通安全対策が必要です。

最近では、防犯対策としてPTAや商店街等を中心に自主的な防犯パトロール活動の実施も増えてきており、犯罪を抑止する上でその効果が認められています。本町においても地域住民の協力により実施されている「こども 110 番」など地域全体で犯罪を起こさない環境づくりを一層進める必要があります。

施策の方向

1 子ども交通安全を確保するための活動の推進

(1) 交通安全教育の推進

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校、児童館、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図るとともに、カーブミラー・ガードレールなどの設置、各地区交通安全協会からの安全帽子の配布や横断旗の設置、各地区交通指導員による交通安全教室の開催など総合的な交通事故防止対策を推進します。

(2) 交通安全団体の支援

各保育所、幼稚園、小・中学校等のPTA活動など自主的な交通安全団体の活動を支援します。

(3) チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を進めます。

事業名	事業の内容	対象者	施策目標	担当課
交通指導員の配置	主に小学生の登校、下校時の交通安全を図るため、市内通学路の交差点に交通指導員等を配置します。	児童生徒	後期	町民サービス課
交通安全推進協議会による交通安全運動の実施	町、警察署を始めとする交通安全関連団体、機関により組織する交通安全推進協議会が四半期ごとに交通安全運動、交通事故防止運動を行います。	住民全体	継続	町民サービス課
交通安全推進団体への補助金の交付	交通安全協会・交通安全父母の会に対し補助金を交付し、交通安全を推進します。	交通安全協会 母の会	継続	町民サービス課
交通安全教室	子どもたちを交通事故から守るため、幼稚園、保育所、小学生を対象に各学校等を巡回し、交通安全教室を実施します。	生徒児童	継続	町民サービス課
交通安全フェアの開催	秋の全国交通安全運動期間中にフェアを実施し、交通事故の防止を図ります。	町民	継続	町民サービス課
違法駐車防止に係る啓発活動	快適な交通環境を保持するため、違法駐車防止条例に基づき、違法駐車防止と啓発活動を実施します。	町民	継続	町民サービス課
放置自転車対策の推進	駐輪場等の整備及び管理運営を行うとともに、駅周辺の放置自転車の撤去を行うことで良好な駅前環境を保持します。	町民	継続	商工観光課
放置自転車対策の推進	放置自転車廃棄物判定委員会を開催し、適切な処理を推進する。自治会を通じ、広報活動を行い、放置自転車を発生させない活動を展開します。	町民	前期	町民サービス課
チャイルドシート装着・普及促進	チャイルドシートの装着の促進を図り、交通事故から乳幼児の命を守るため、チャイルドシートの着用の啓発活動を進めます。	幼児	継続	町民サービス課

2 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

(1) 防犯対策

地域、警察署との連携により、情報の共有化や情報交換を進めます。また、学校、地域、各種団体との連携により防犯活動の充実を図ります。

(2) 地域での見守り

各小・中学校のPTAや地域においてパトロール活動など、自主的な防犯活動を支援します。

(3) 防犯講習の実施

子どもが犯罪の被害に遭わないようにするために、学校やPTA活動等の場を利用して防犯講習を実施します。

事業名	事業の内容	対象者	施策目標	担当課
防犯体制の充実	安全で安心なまちづくりのため、警察署を始めとする関係団体・機関と連携し、暴力排除・防犯活動を推進します。	町民	継続	町民サービス課
防犯協会等への補助金の交付	町防犯協会等に対し補助金を交付し、防犯に関する活動を推進します。	防犯協会	継続	町民サービス課
防犯に関する普及啓発活動の実施	安全・安心なまちづくりのため、町民との協働により防犯に関する普及啓発活動を行います。	町民	継続	町民サービス課
保護者・地域との連携による防犯活動の推進	保護者や地域の町民、学校、警察などが連携し、「さくらハウスの設置」や「学校付近のパトロール活動」を行うなど、防犯活動を推進します。	町民	前期	教育委員会

3 防災活動

災害時に要援護者となる可能性の高い高齢者・障害者・幼児等への災害予防対策については、町の地域防災計画に基づき取り組むこととし、今後も防災意識の啓発と町内の保育所・幼稚園・小中学校での避難訓練を実施します。

事業名	事業の内容	対象者	施策目標	担当課
避難訓練等の実施	保育所、幼稚園、小中学校において、避難計画に基づき、定期的に避難訓練を行います。	就学児 入所児	継続	福祉課 教育委員会

4 被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた児童の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、関係機関と連携したきめ細かな支援に努めます。

事業名	事業の内容	対象者	施策目標	担当課
カウンセリングの実施、保護者に対する助言	いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの心のケアや保護者へのカウンセリング等について、児童相談所と連携し立ち直りの支援を行います。	幼児 児童生徒	前期	福祉課

第7章 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

現状と課題

児童虐待は、全国的にも大きな問題となっています。最悪の場合、児童が死亡するケースもみられ、深刻な状況がみられます。児童虐待については、単に児童相談所で対応すればよいというわけではなく、両親の家庭状況や子育て不安から発生しているケースも少なくないことから、保健・福祉分野だけでなく、地域社会のなかで、早期発見、早期対応に努めていく必要があります。

ひとり親家庭については、離婚件数の増加とともに増加傾向にあります。母子及び寡婦福祉法の改正により生活支援から自立支援に取組み方針が転換されており、自立支援対策が重要になってきています。また、従来から父子家庭に対しては施策も少ないことから、父子家庭に対する生活支援も課題となっています。

障害児については、各保育所での受入れを図り、家族の介護負担軽減が必要となります。

施策の方向

1 児童虐待防止対策の充実

(1) 要保護児童対策地域協議会の構築

① 要保護児童対策地域協議会の構築

要保護児童対策地域協議会について、児童相談所、警察署、民生・児童委員、行政等が連携して虐待防止に取り組めるよう組織の編成を図ります。

要保護児童対策地域協議会の設置後は、その強化に努め、広報・啓発活動やケース検討、関係者の研修等の事業を進め、虐待の事前防止と発生後の早期の対応に努めます。

② 地域や民間の参加促進

児童虐待は、各家庭の問題にも踏み込むところでもあり、行政の力だけでは十分な対応も難しいことから、民生・児童委員はもちろんのこと、各種団体等

も含めた幅広い参加を促し、ネットワークの強化に努めていきます。

(2) 早期発見、早期対処

虐待の早期発見のために、新生児訪問や妊婦相談、健診事業等の各種事業の場を活用します。

(3) 相談機能の強化

虐待防止のために、保健、福祉、学校、幼稚園、保育園等と連携をとり、虐待の可能性のある家庭について早期の相談体制の構築を図ります。

(4) 母親への支援

家庭の母親の息抜き場の場として、保育所でのリフレッシュ型の一時保育等の活用や、子育てサークルへの参加を促します。

事業名	事業の内容	対象者	施策目標	担当課
要保護児童対策地域協議会	児童虐待問題に対応するため福祉・保健・医療・教育・司法など関係機関が連携し、子どもや家族への援助の方法や対策を協議し対応を図ります。	児童生徒	前期	福祉課 教育委員会
緊急一時保護	緊急一時保護が必要な児童に対し調査を実施し、必要と認められる場合、児童相談所に通告を行います。	児童生徒	前期	福祉課
児童相談の充実(再掲)	家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童の福祉に関して専門的に相談、指導に当たります。	児童生徒	継続	福祉課
地域子育て支援センター事業(再掲)	子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。	児童 保護者	継続	福祉課

2 ひとり親家庭の支援の推進

離婚の増加等により母子家庭等が急増している中で、母子家庭の経済的自立や保育支援等を行っています。今後とも就労支援や貸付制度等の情報提供を進めながら母子家庭を支援していきます。

また、国・県の施策が少ない父子家庭についても、民生・児童委員の活動等を

通じて地域の父子家庭の状況を把握し、適切な支援に努めます。

事業名	事業の内容	対象者	施策目標	担当課
生活援助対策事業の推進	ひとり親家庭に対して、安定した日常生活を送ることができるよう、児童扶養手当や医療費支給等の支援を実施します。	ひとり親家庭	継続	福祉課
女性・母子相談	女性・母子（ひとり親家庭含む）に関する相談に応じ、助言指導や関係機関の紹介などを行います。	女性 母子	継続	福祉課
母子生活支援施設入所	保護の必要が認められる（自立が困難等）母子家庭又は母子に準じる家庭に対して入所の支援をします。	母子	継続	福祉課
ひとり親家庭児童就学支度金	中学校に就学予定の児童を扶養するひとり親家庭に対して、申請に基づき支給します。	ひとり親家庭	継続	福祉課
母子・寡婦福祉資金貸付	母子家庭の母及び寡婦の経済的自立や、扶養している子どもの福祉増進のために必要な資金の貸付を行います。	母子 寡婦	継続	福祉課
ひとり親家庭親子のつどい	ひとり親家庭に対してレクリエーションを実施し、親子又はひとり親家庭の相互交流と親睦を図ります。	独り家庭親	継続	福祉課

3 障害児施策の充実

障害の原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進します。

また、障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により就学支援を含めた教育支援体制の総合的な取組を推進します。

障害児に対しては、各保育所で受け入れを図るとともに、支援費制度による事業の充実と保護者に対する療育相談を推進すること等家族への支援を図ります。

事業名	事業の内容	対象者	施策目標	担当課
乳幼児健診の充実	乳幼児を対象に発育・発達状況の確認と疾病の早期発見及び育児不安の軽減や解消を図るために実施します。	乳幼児 保護者	継続	健康管理センター
妊婦一般健康診査の充実（再掲）	妊婦一般健康診査の普及・徹底を図るため、契約医療機関の拡大を推進します。	妊婦	継続	健康管理センター

事業名	事業の内容	対象者	施策目標	担当課
保育, 教育 内容の充実	保育・教育・福祉・保健の連携をさらに強化し、障害のある子どもが地域の保育所、学校に通い共に育ち、学ぶ環境の整備を人的支援と施設のバリアフリー化の両面から促進に努めます。	障害児	前期	教育委員会 福祉課
保育・教育 相談窓口の 整備	障害のある子どもの早期からの教育相談体制など、より気軽に相談できる体制の整備充実を図る。また、健康管理センター等の関係機関の相談機能を強化するとともに各機関が連携し、適切な相談活動ができるよう努めます。	障害児	継続	健康管理センター 教育委員会 福祉課
障害児保育 の充実	障害のある子どもの中で、発達のために集団保育が必要とされる子どもを保育する障害児保育の充実を図ります。	障害児	継続	福祉課

第8章 本計画の推進と施策の点検について

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づいて計画され、推進にあたっては、毎年少なくとも1回、本計画に基づく措置の実施の状況を報告するよう規定されています（第8条）。

したがって、本計画の推進にあたっては、町全体で取り組むためにも、全庁的な体制の下に、各年度においてその実施状況を一括して把握・点検するとともに、町民の意見を反映しながら、その後の対応を実施することが必要となります。

1 基本的姿勢

（1）総合的な施策の展開

この計画は、子どもの育ちと子育て及び次の世代の親を育成する上での総合的な行政の行動計画です。そのため庁内、庁外の推進体制を整備します。また、家庭や地域、学校、企業などとも連携し、広がりのある施策の展開を図ります。

（2）具体的な進ちょく状況の説明

計画の進ちょく状況を具体的に示すため、数値目標の達成状況などについて、定期的に公表します。

2 計画の推進体制

（1）庁内体制の整備

庁内の横断的な「子育て支援対策推進本部」を設置し、施策の計画的な推進と、進行管理を行います。

（2）地域協議会の活用

計画策定組織を発展的に活用し、地域協議会を母体にした推進組織を整備します。そして、地域協議会へは進ちょく状況等を説明・報告し、推進に向けて

の協議・意見交換を行う場とします。

(3) 町民への周知と意見聴取

本計画の実施状況等に係る情報を広報誌やホームページ等により公開し、町民に分かりやすく周知を図ります。

資料編

特定 14 事業に係る目標事業量の設定

本町の特定 14 事業にかかる目標事業量は、次のようになります。

事業名	現況 (平成 16 年度)	目標 (平成 21 年度)
通常保育事業	375名	355名
0歳児	7名	12名
1、2歳児	76名	73名
3歳児	95名	80名
4、5歳児	197名	190名
延長保育事業	0か所	1か所
延長30分	0名	0名
延長1時間	0名	3名
放課後児童健全育成事業	2か所	2か所
	131名	150名
内 1～3年生	106名	121名
ショートステイ	0か所	1か所
	0名	3名
一時保育事業	0か所	1か所
	0名	5名
地域子育て支援センター事業	0か所	1か所